

= 案 =

地域包括ケア社会の実現に向けて

厚 木 市 地域福祉計画 (第6期)

厚木市成年後見制度利用促進基本計画(第2期)

厚木市再犯防止推進計画(第2期)

市内事業所にイラスト作成依頼中

～ 見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり ～

厚 木 市

はじめに

市長あいさつ文挿入

令和6年3月

厚木市長 山口貴裕

目 次

第1章 計画策定の趣旨	5
1 計画策定の背景と課題	7
2 計画の位置付けと性格	8
(1) 地域福祉計画	8
(2) 成年後見制度利用促進基本計画	8
(3) 再犯防止推進計画	8
SDGs（持続可能な開発目標）の取組	10
3 計画の期間	11
4 計画の対象者	12
5 計画における地域の捉え方	13
6 計画の推進体制	14
(1) 保健福祉審議会	14
(2) 地域包括ケア推進会議	14
(3) 地区地域福祉推進委員会	15
(4) 社会福祉協議会	15
(5) 権利擁護支援センターあゆさぼ	15
(6) 地域住民・民間事業者・ボランティア団体などとの協働	15
(7) 国・県・近隣市町村との連携	16
第2章 本市の状況	17
1 人口構成	18
(1) 人口の状況	18
(2) 高齢者を含む世帯の状況	20
(3) 子どもの状況	21
(4) 高齢者の状況	23
(5) 障がい者の状況	25
(6) その他の状況	30
2 地域福祉をめぐる状況	32
(1) 地域での支え合いの展開	33
(2) 地域での支え合い活動	34
(3) 地域での支え合い機能の向上	36
(4) 地域の人とつながりを持てる場や交流する機会	38
(5) 地域での活動	39

目 次

第3章 計画の目指す姿と全体像	41
1 将来像	43
2 基本理念	44
3 基本目標	45
4 計画の体系	46
第4章 施策の展開	49
施策の方向1 見守り活動の充実	50
施策の方向2 地域における居場所づくり	54
施策の方向3 地域で支え合う人づくり	56
施策の方向4 地域を支えるネットワークづくり	60
施策の方向5 福祉に対する理解の促進	64
施策の方向6 権利擁護の推進【成年後見制度利用促進基本計画】	66
施策の方向7 生活に困窮する人や不安を抱えている人への包括的な相談支援の充実	70
施策の方向8 誰もが参加できる地域づくり【再犯防止推進計画】	72
施策の方向9 多機関の協働による支援体制の充実	76
第5章 指標	79
施策の進捗を測る指標	80
資料編	85

本計画書の用語表記について

本計画書では、障害の「害」の漢字を原則として平仮名で表記しています。

ただし、法令、団体名等の固有名詞は、漢字で表記しています。

（例：障害者総合支援法、身体障害者手帳 など）

また、「障がい者」には、原則として「障がい児」が含まれるものとしています。

第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の背景と課題
- 2 計画の位置付けと性格
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象者
- 5 計画における地域の捉え方
- 6 計画の推進体制

1 計画策定の背景と課題

地域福祉計画第5期では、地域包括ケア社会の実現に向け、基本理念に「見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり」を掲げ、見守り活動の充実、地域における居場所づくり、地域で支え合う人づくりなどの施策を行政のみならず市民、事業者、関係機関がそれぞれの役割の下に連携し、推進してきました。

令和4（2022）年度に実施した市民実感度調査では、地域福祉、生きがいづくりについて、「地域の人と日常生活で関わりがある」と回答した人の割合は、「はい」が57.3%と令和3（2021）年度から2.1ポイント上昇しています。

しかしながら、少子高齢化が進む中で、ひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯、ひとり親世帯などが増えたこと、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から人と人との接触の機会を控えたことなどにより、地域における住民同士のつながりが薄れ、社会的に孤立してしまう人が生じやすくなっていることから、見守り活動や地域における居場所づくり、地域で支え合う人づくりを改めて推進する必要があります。

65歳以上の高齢者においては、令和7（2025）年に5人に1人が認知症をり患し、85歳以上では約4割にのぼるとされています。

また、令和4（2022）年度に地域の障がい者やその家族を対象に障害福祉サービス利用実態調査を行った結果、障がい者の35.3%が、障がいや障がい者に対する理解が不足していると回答していることから、老いること・障がいがあること等に対する理解を更に深める必要があるほか、様々な課題を抱えた人への支援、複雑化・複合化する支援ニーズの増加などもあり、重層的な支援体制に向けた分野を超えた包括的な相談支援体制の構築を進めていくことが大切になります。

また、国においては、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために令和4（2022）年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されたことを受け、本市において令和2（2020）年に策定した厚木市成年後見制度利用促進基本計画についても、本計画の一部に新たに位置付け成年後見制度の利用の促進を図ることとします。

このような社会情勢や地域課題を踏まえ、第10次厚木市総合計画第1期基本計画との整合を図りつつ、人口等の推移や将来推計、高齢者や障がい者などを対象に行ったアンケート調査を基に、必要な福祉サービスを的確に把握した上で、地域で支え合う取組を進めるため、新たな計画を策定することとしました。

2 計画の位置付けと性格

(1) 地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画で、本市の総合計画の施策展開の方向を見据え、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、成年後見制度の利用の促進、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める計画として位置付けられるものです。

また、市民の活動計画として社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と相互に補完・連携する計画とします。

さらに、国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）の推進を図る計画として位置付け、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組を推進します。

(2) 成年後見制度利用促進基本計画

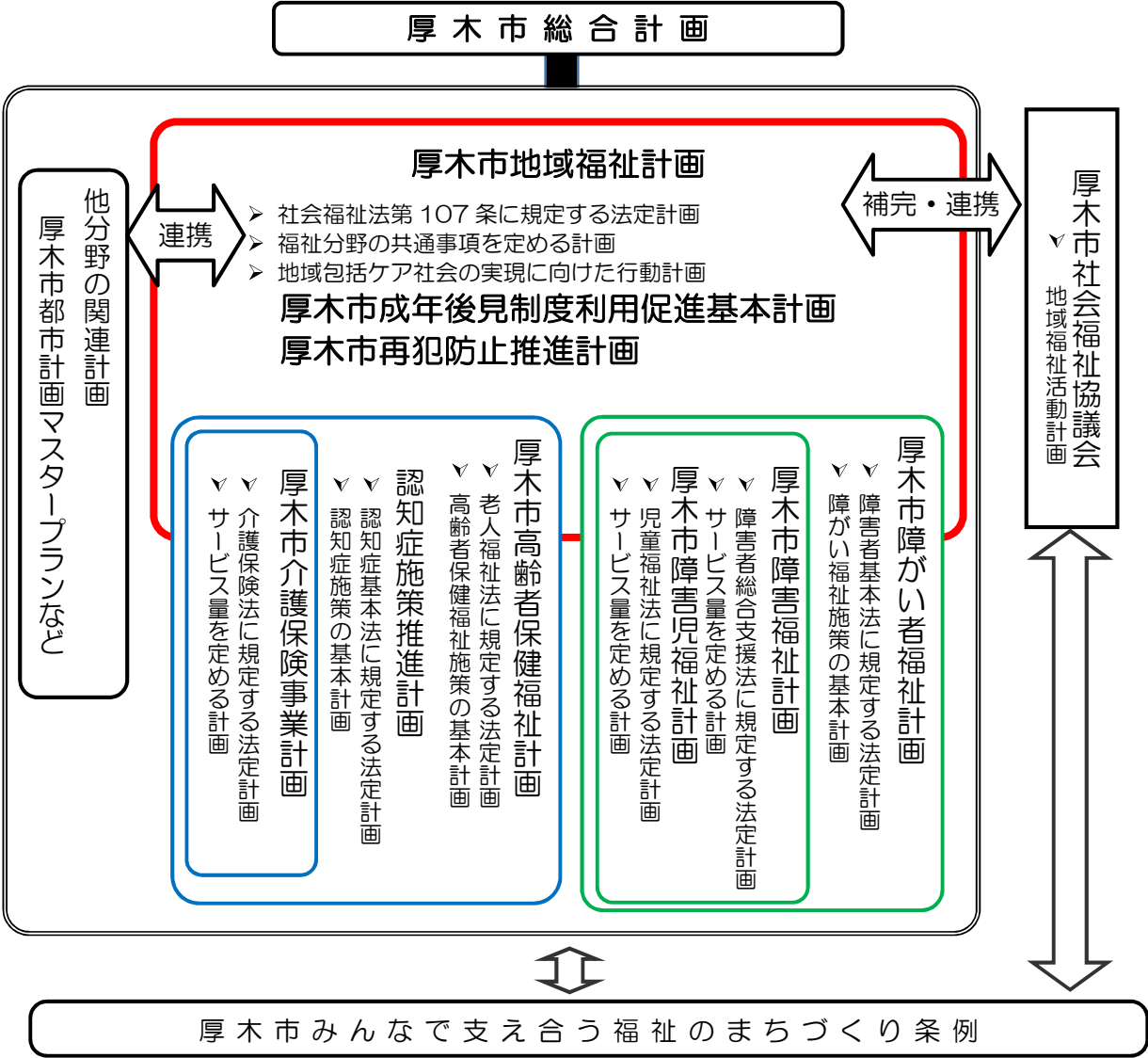
成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に定める「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付け、令和2（2020）年度から令和5（2023）年度の計画期間で厚木市成年後見制度利用促進基本計画（第1期）を策定しておりましたが、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的にさらに推進することを目的として第1期の計画を踏まえて、地域福祉計画に成年後見制度利用促進基本計画を盛り込みます。

(3) 再犯防止推進計画

我が国の刑法犯認知件数は、平成14（2002）年に285万4,061件と戦後最多を記録し、その後、平成15（2003）年以降は減少し、令和3（2021）年には戦後最少の56万8,148件となりました。

しかし、刑法犯により検挙された再犯者の人員の比率（以下「再犯者率」という。）は増加しており、国による取組だけではなく、地方公共団体、保護司を始めとした再犯防止に関する活動を行う民間協力者等との連携強化が喫緊の課題となりました。

平成28（2016）年12月には再犯の防止等の推進に関する法律が制定され、国及び地方公共団体の責務、民間協力者等との緊密な連携協力の確保、地方再犯防止推進計画の策定等に努めなければならないことが明確に位置付けられたことを踏まえ、地域福祉計画に再犯防止推進計画を盛り込みます。



SDGs（持続可能な開発目標）の取組

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成 13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成 27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和 12（2030）年を年限とする 17 の国際目標が定められています。

○ 17 の目標



出典 国際連合広報センター

○ 本計画が取り組むべき SDGs の目標

 1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	 3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し福祉を推進する。	 4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	 8 働きがいも経済成長も 包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する。
 10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。	 11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。	 16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。	 17 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

出典 外務省「持続可能な開発のための 2030 アジェンダと日本の取組」（平成 29（2017）年3月）

3 計画の期間

本計画は、計画期間中の令和 7（2025）年に団塊の世代が 75 歳を迎え、また、団塊ジュニア世代が 65 歳を迎える令和 22（2040）年、さらには、本市において高齢者人口がピークを迎えると見込まれる令和 27（2045）年を見据え、本市が目指す「地域包括ケア社会」の理念を明確に位置付け、「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」を共通の将来像に掲げ、福祉政策・事業を計画的に推進するために、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 年計画とします。

計画期間中に法制度等の変更があった場合には、必要に応じて見直し等を行います。

計画期間

年 度 関連諸計画	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)	令和 7 年 (2025)	令和 8 年 (2026)	令和 9 年 (2027)	令和 10 年 (2028)	令和 11 年 (2029)
第 10 次厚木市総合計画 ※1	基本構想（12 年）						
	第 1 期基本計画（6 年）				第 2 期基本計画（6 年）		
厚木市地域福祉計画 ※2	第 5 期 計画 (3 年)	第 6 期計画（3 年） (成年後見制度利用促進基本計画を包含)			第 7 期計画		
厚木市成年後見制度 利用促進基本計画	第 1 期 計画 (4 年)						
厚木市高齢者保健福祉計画 ※3	第 8 期 計画 (3 年)	第 9 期計画（3 年） (認知症施策推進計画を包含)			第 10 期計画		
厚木市障がい者福祉計画 ※4	第 6 期 計画 (3 年)	第 7 期計画（3 年）			第 8 期計画		

※1 第 10 次厚木市総合計画の基本構想は、令和 3 年度から令和 14 年度までである。

第 2 期基本計画は令和 9 年度から令和 14 年度までである。

※2 厚木市地域福祉計画は、厚木市再犯防止推進計画を含む。

※3 厚木市高齢者保健福祉計画は、厚木市介護保険事業計画を含む。

※4 厚木市障がい者福祉計画は、厚木市障害福祉計画、厚木市障害児福祉計画を含む。

第1章

4 計画の対象者

本計画の対象者は、高齢者、障がい者、子ども、若者、外国人、犯罪や非行をした人など、全ての人々を対象としています。

地域にお住いの全ての人々は、地域福祉を支える地域包括ケア社会の実現に向けた主体的な存在です。

具体的には、地域住民、自治会、自主防災隊、民生委員・児童委員、保護司、ボランティア、地域の相談支援機関、地域福祉推進委員会、学校、社会福祉協議会、権利擁護支援センターあゆさぼ、地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーター、介護・福祉関係者、医療関係者、社会福祉法人、協同組合、民間企業、NPO法人（特定非営利活動法人）などです。

5 計画における地域の捉え方

本計画では、「地域」と「地区」という言葉がよく使われています。

「地域」は、都道府県や市町村が「地域福祉（活動）計画」と使う場合、その行政区域を指すことが一般的です。

「地区」は、「地区の敬老会」や「地区の公民館まつり」など、普段の日常生活で使われています。本市では、多くの市民、団体、事業者などが参加し地域主体の幅広い福祉活動ができるよう、市内 15 の地区市民センター単位の「地区」に地区地域福祉推進委員会を組織し、活発な地域福祉活動を展開しています。

これらを踏まえ、本計画では、2つの言葉を次のように整理しました。

「地域」…区域を限定せずに、おおむね市域という広い範囲を指します。

※ ただし、「地域住民」や「地域における取組」など、住民の身近な生活圏域を指す場合があります。

「地区」…地区市民センター単位の 15 地区の特定の区域を指します。

【地区構成図】



6 計画の推進体制

本計画は、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組む事項などを定める計画です。

本計画の推進に当たっては、行政のみならず市民、事業者、関係機関がそれぞれの役割の下に連携を図りながら、協働して取り組む必要があります。

(1) 保健福祉審議会

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、あらゆる分野が一体となった推進体制が必要です。保健、医療、福祉などの分野の代表者及び一般公募で選出された方で構成する保健福祉審議会において計画の全体的な調整を行います。

本市では、各年度の達成状況について、調査、分析及び評価を行い、保健福祉審議会に報告した上で、必要に応じて計画や施策を見直すこととします。

○ PDCA のイメージ



(2) 地域包括ケア推進会議

中長期的視点を踏まえ、住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して送ることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケア社会の実現に向けた検討を行うため、医療、介護、福祉の分野の代表者及び一般公募で選出された方で構成した地域包括ケア推進会議を設置しています。

本市の地域包括ケア社会の実現に向けて、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議することを目的としています。

(3) 地区地域福祉推進委員会

市内 15 地区の地区市民センターを拠点に、自治会、民生委員・児童委員、ボランティアなどの地域福祉活動に携わる方々で構成され、活発な地域福祉活動が展開されています。本計画の地区別計画については、地域福祉推進委員会と共に策定し、施策の展開を図ることで、計画の実効性を確実なものとしします。

(4) 社会福祉協議会



社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に定められ、地域福祉の推進を図ることを目的に、「地域福祉の推進役」として、誰も排除しない福祉の地域づくりに取り組んでいる団体です。

社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、本計画と共に地域住民の参加を得て策定され、地域福祉を推進するための計画であることから、基本理念、基本目標、方向性などにおいて整合性を保ち、相互に補完・連携する計画となっています。

(5) 権利擁護支援センターあゆさぼ

全ての住民が安心して地域生活を送ることができるようにするため、中核機関として、権利擁護の普及・啓発を進め、厚木市成年後見制度利用促進協議会の事務局を担い、地域の関係団体等との連携を図り、地域で支え合う仕組みとして地域連携ネットワークを構築しています。

日常的に本人を見守るチーム支援や地域連携ネットワークの段階的・計画的な強化に努めていきます。



(6) 地域住民・民間事業者・ボランティア団体などとの協働

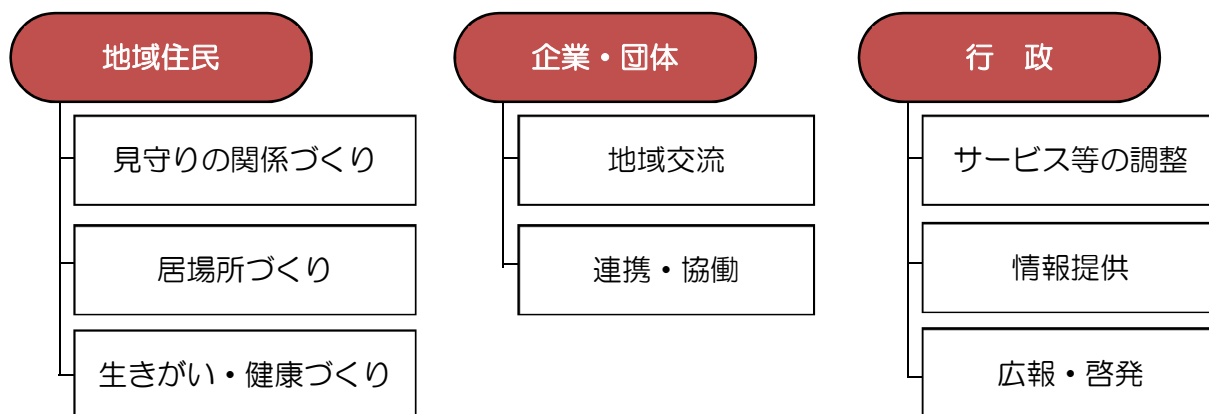
地域福祉を推進する上で、地域住民、民間事業者、ボランティア団体などは行政の大切なパートナーです。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域住民の生活を地域全体で支える仕組みを構築する必要があります。地域包括支援センターや障がい者相談支援センターを中心に、それぞれが地域の実態や課題について把握し、関係者間で問題意識を共有できるよう行政としても働きかけていきます。

(7) 国・県・近隣市町村との連携

国や県の制度変更等の動向を的確に把握し、本市の施策推進にいかしていきます。

また、地域福祉を推進する上で、広域的に対応することが望ましい施策については、近隣市町村との連携を図り、施策の推進に努めます。

- 地域包括ケア社会（下図はイメージ）の実現に向けたそれぞれの役割を次のとおり位置付けています。



第2章 本市の状況

1 人口構成

- (1) 人口の状況
- (2) 高齢者を含む世帯の状況
- (3) 子どもの状況
- (4) 高齢者の状況
- (5) 障がい者の状況
- (6) その他の状況

2 地域福祉をめぐる状況

- (1) 地域での支え合いの展開
- (2) 地域での支え合い活動
- (3) 地域の支え合い機能の向上
- (4) 地域の人とつながりを持てる場や交流する機会

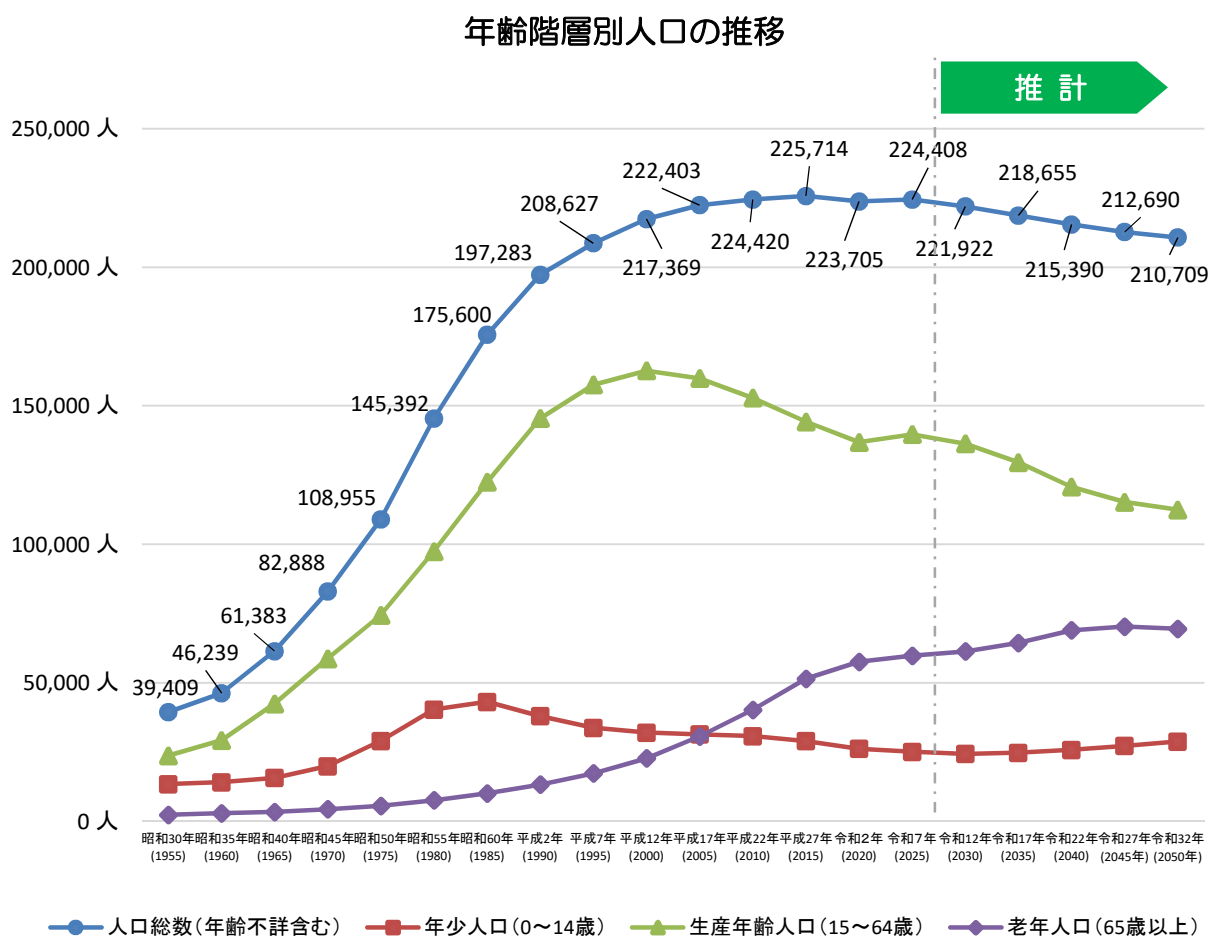
1 人口構成

(1) 人口の状況

人口総数が令和2（2020）年の国勢調査において、前調査を下回る223,705人となり、調査以降で初めての人口減少となりました。

年少人口（0～14歳）は昭和60（1985）年以降緩やかに減少し、平成17（2005）年に老年人口（65歳以上）とほぼ同数となりました。生産年齢人口（15～64歳）は平成12（2000）年以降減少に転じていますが、老年人口（65歳以上）は一貫して増加を続けています。

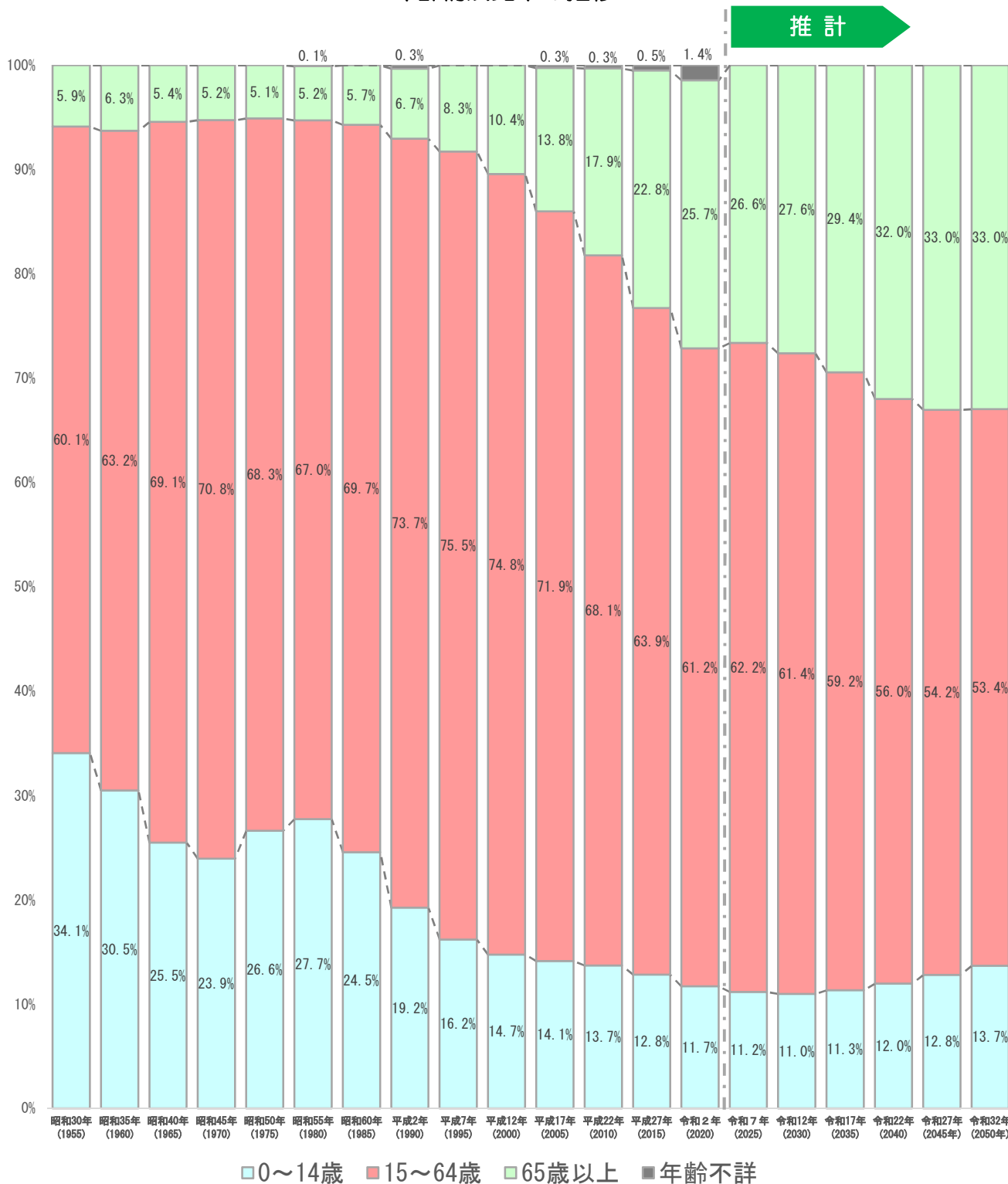
厚木市人口ビジョンでは、合計特殊出生率の上昇、20歳代、30歳代の定住促進・転出抑制等、取り組む施策の効果を見込んだ場合の将来人口の推計を本市の将来展望とし、目標人口としています。



資料 総務省「国勢調査」

※ 推計については、「厚木市人口ビジョン（令和3（2021）年3月改定）」

年齢構成比率の推移



資料 総務省「国勢調査」

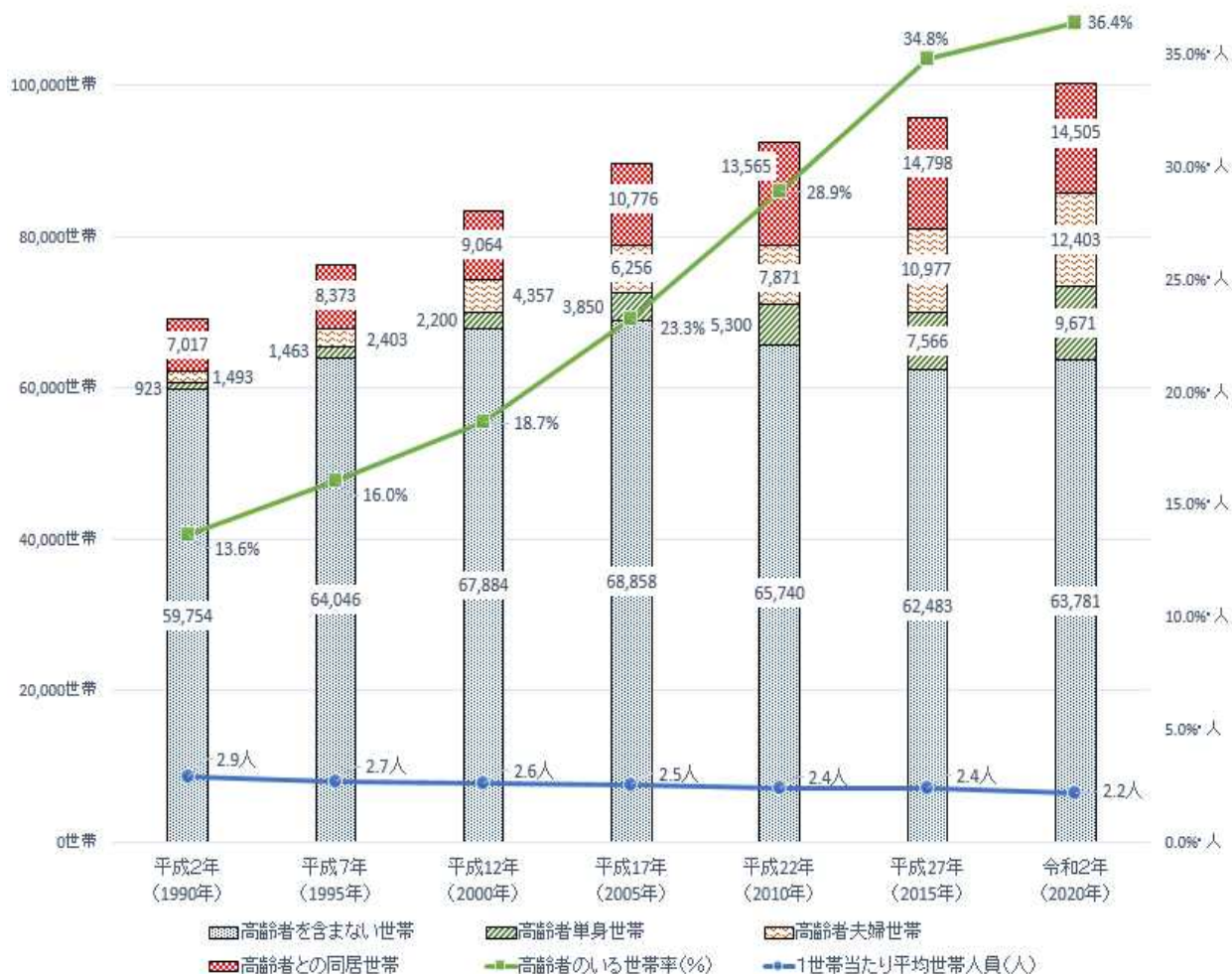
※ 推計については、「厚木市人口ビジョン（令和3（2021）年3月改定）」

(2) 高齢者を含む世帯の状況

緩やかに増加していた人口が令和2（2020）年の国勢調査で初めて減少に転じていますが、世帯数は増加しています。高齢者のいる世帯（高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯及び高齢者同居の世帯）は、平成12（2000）年から令和2（2020）年の20年で約2.3倍増加し、高齢者を含まない世帯は横ばい傾向にあります。

また、人口を世帯数で除した一世帯当たりの平均世帯人員は減少傾向にあり、世帯の小規模化が進んでいます。

高齢者を含む世帯数の推移



資料 総務省「国勢調査」(各年)

※ 高齢者夫婦世帯とは、夫又は妻のいずれかが65歳以上の夫婦1組のみの一般世帯

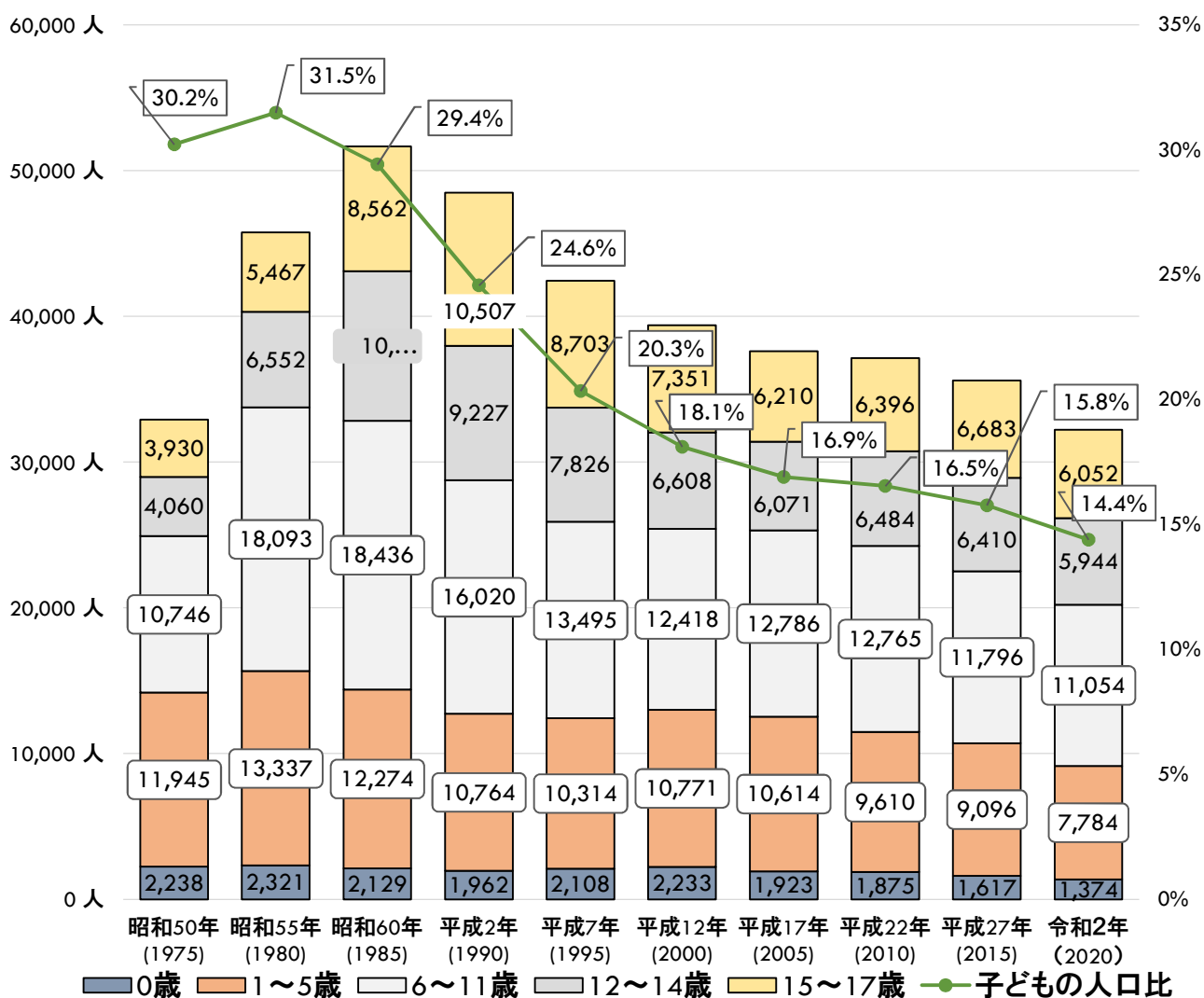
(3) 子どもの状況

ア 子どもの人口（18 歳未満）

18 歳未満の子どもの人口は、第2次ベビーブームの昭和 40 年代後半から急速に増加しましたが、昭和 60(1985)年からは徐々に減少しています。

総人口に対する子どもの人口割合を昭和 50(1975)年と令和 2(2020)年と比較すると、昭和 50(1975) 年が 30.2%で約3人に1人、令和 2(2020) 年には 14.4%で約7人に1人という状況になっています。

子ども人口の推移



資料 総務省「国勢調査」(各年)

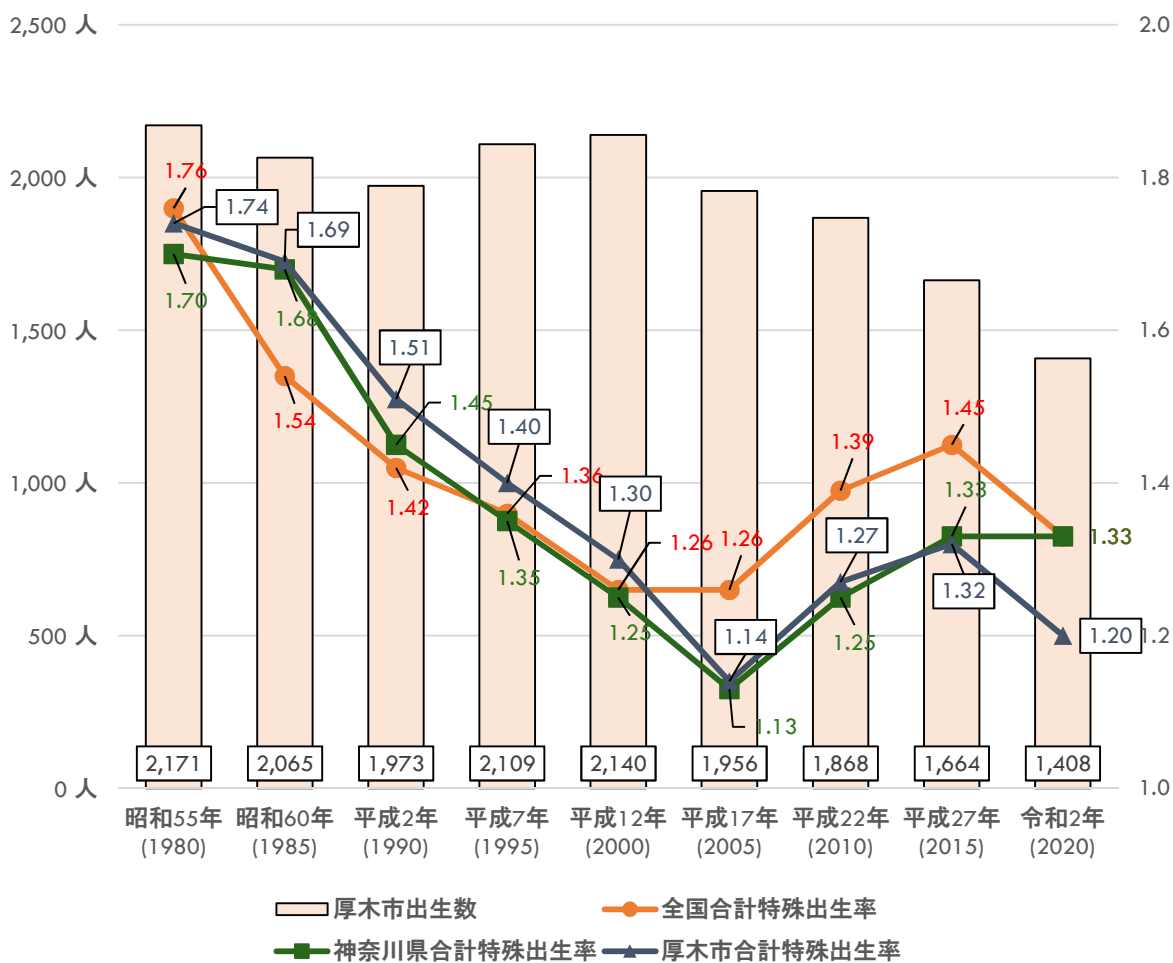
第2章

イ 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成 17（2005）年に 1.14 でありましたが、平成 27（2015）年には 1.32 まで増加しました。しかし、令和 2（2020）年には 1.20 と再び減少しています。出生数については、平成 12（2000）年以降減少が続いています。

また、平成 12（2000）年には国・県の出生率を上回っていましたが、令和 2（2020）年では、国・県より大きく下回っています。

合計特殊出生率の推移



資料 厚生労働省「人口動態統計」、神奈川県「神奈川県衛生統計年報」

※ 合計特殊出生率は、15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

(4) 高齢者の状況

ア 高齢者人口の状況

高齢者数は、一貫して増加を続け、平成 27（2015）年には約 4 人に 1 人が高齢者となり、令和 27（2045）年には 3 人に 1 人が高齢者になる見込みです。

また、後期高齢者（75 歳以上）は、令和 5（2023）年に前期高齢者（65 歳～74 歳）を上回り、平成 27（2015）年から令和 7（2025）年までの 10 年間で 20,500 人から 34,278 人（1.67 倍）になると見込まれています。



資料 総務省「国勢調査」（各年）

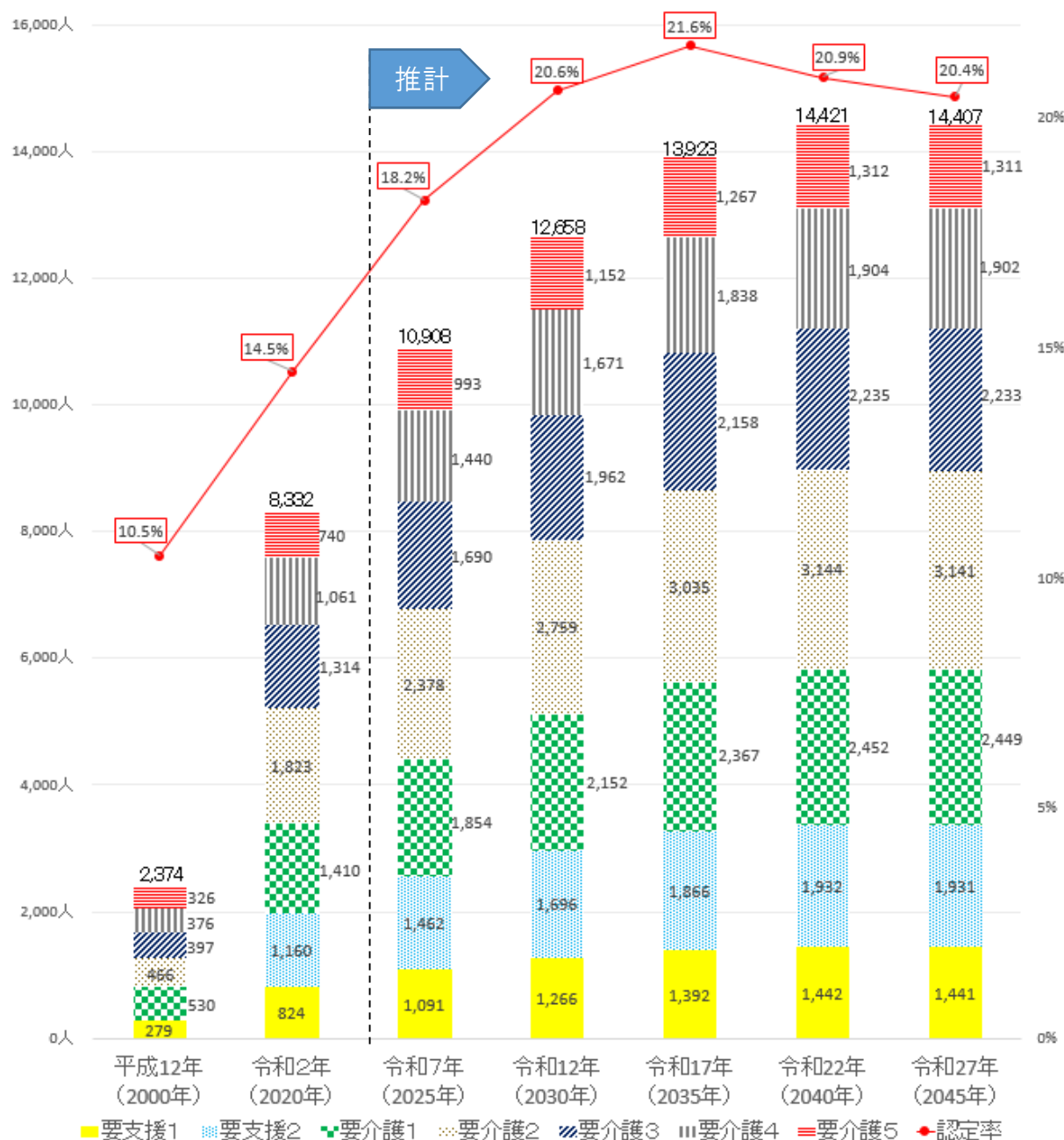
※ 推計については、「厚木市人口ビジョン（令和 3（2021）年 3 月）」

第2章

イ 要介護・要支援認定者数

要介護・要支援認定者数は、令和2（2020）年10月1日現在8,332人を数え、介護保険制度が始まった平成12（2000）年の2,374人と比べ20年間で5,958人増え、約3.5倍の認定者数となっています。これは、高齢者人口の伸び率を上回る状況にあります。

要介護度別認定者数及び認定率の実績と推計



資料 厚木市作成（令和5年8月）

※ 各年10月1日現在

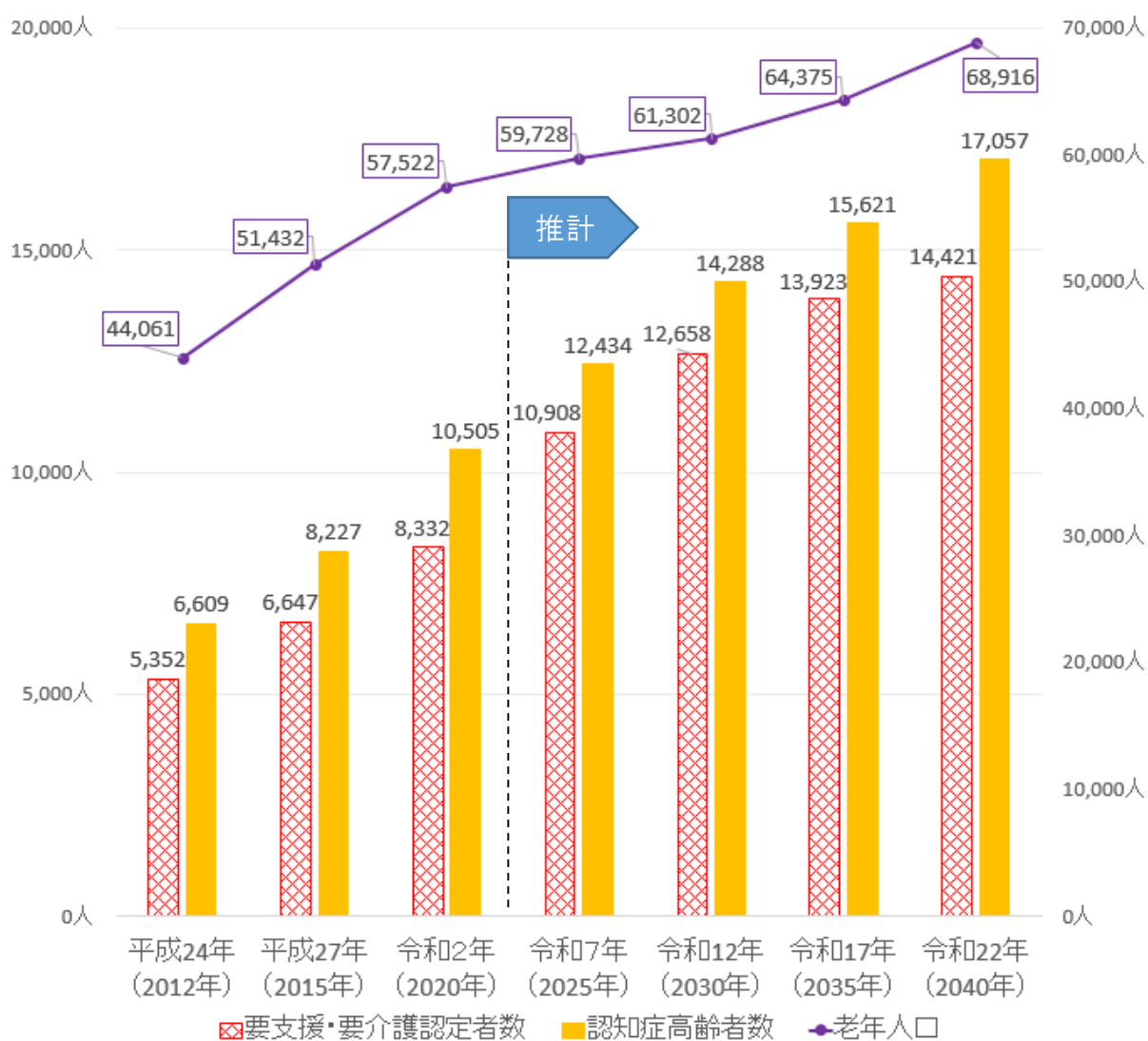
要支援 日常生活は自分で行うことができるが、多少の支援が必要な状態
 要介護 日常生活全般において、自分一人で行うことが難しく、誰かの介護が必要な状態

ウ 認知症高齢者の状況

認知症高齢者数は、認知症が老化と深く関係していることから、高齢者の増加とともに上昇していますが、認知症高齢者の増加率は、高齢者の増加率を上回る状況にあります。

全国的に高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年には、認知症高齢者数は17,057人と推計しており、国の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の水準と同様に、高齢者に対する割合は平成2（2012）年の約7人に1人から約4人に1人に上昇する見込みとなっています。

認知症高齢者の推計



資料 厚木市作成（令和5年8月）

※ 各年10月1日現在

※ 「日本における認知症高齢者人口の将来推計に関する研究」による速報値に基づき作成

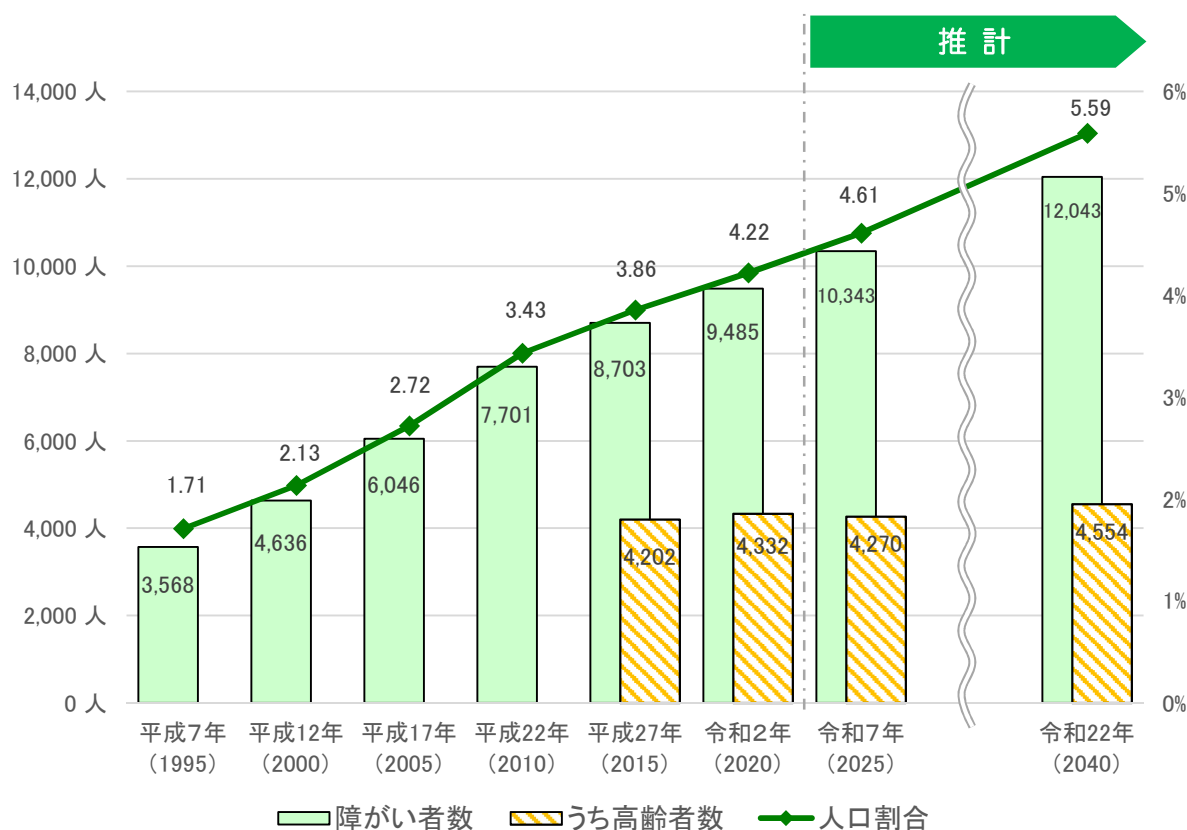
(5) 障がい者の状況

ア 障がい者人口（障害者手帳所持者）

障がい者は年々増加しており、令和7（2025）年では、平成7（1995）年からの30年間で約3倍になると推計しています。また、障がい者人口における高齢者の割合は4割以上を占め、今後も増加することが見込まれます。

「厚木市人口ビジョン」における将来展望によると、人口は令和2（2020）年以降も減少が続くと推計していますが、これに対し、障がい者の人口割合は増加すると見込んでいます。

障がい者（障害者手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料 厚木市障がい者数統計

※ 推計は厚木市障がい福祉課作成

※ 各年10月1日現在（平成7（1995）年、平成12（2000）年は、4月1日現在）

※ 障害者手帳は、障がいのある人が取得できる手帳で、一般に身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の総称をいいます。

※ 障がい者数は、正確な数値を捉えることが不可能なため、それぞれの障害者手帳所持者の合計から重複の人数を除いた数とします。

※ 高齢者数は、平成25（2013）年度からの統計値

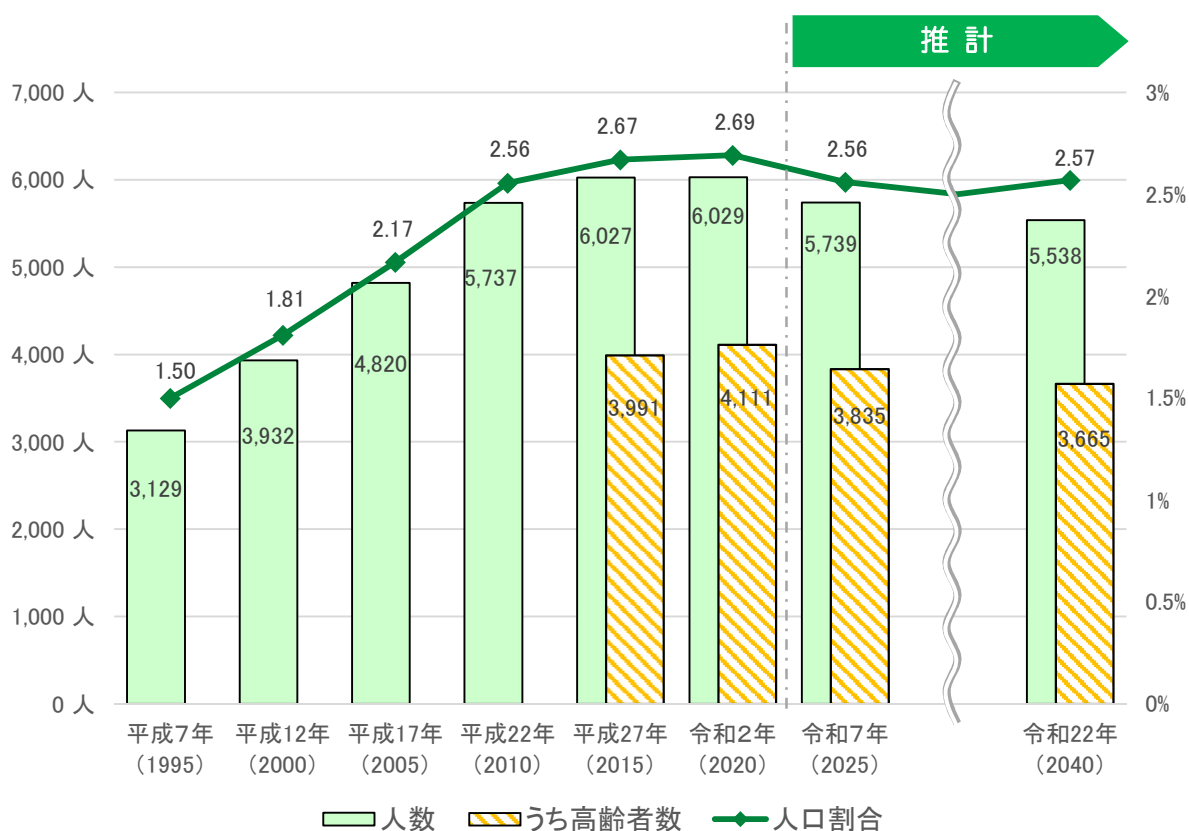
イ 身体障がい者人口（身体障害者手帳所持者）

身体障がい者及び人口割合は、一貫して増加を続けています。

しかし、「厚木市障がい者数統計」において、令和2（2020）年以降から僅かではありますが、身体障がい者の高齢者（65 歳以上）の数が減少傾向に転じていることから、令和7（2025）年の身体障がい者数は減少に転じると想定されます。

なお、令和22（2040）年においては、団塊ジュニア世代が65 歳を迎えることから、減少傾向から一転し、増加することが見込まれます。

身体障がい者（身体障害者手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料 厚木市障がい者数統計

※ 推計は厚木市障がい福祉課作成

※ 各年10月1日現在（平成7（1995）年、平成12（2000）年は、4月1日現在）

※ 身体障がい者数は、身体障害者手帳の所持者数（他の障がいとの重複の人数を含む。）

※ 身体障害者手帳は、身体障害者福祉法が定める身体障がいの種類や程度に該当し、その障がいが一定以上持続する場合に所持する手帳です。

※ 高齢者数は、平成25（2013）年度からの統計値

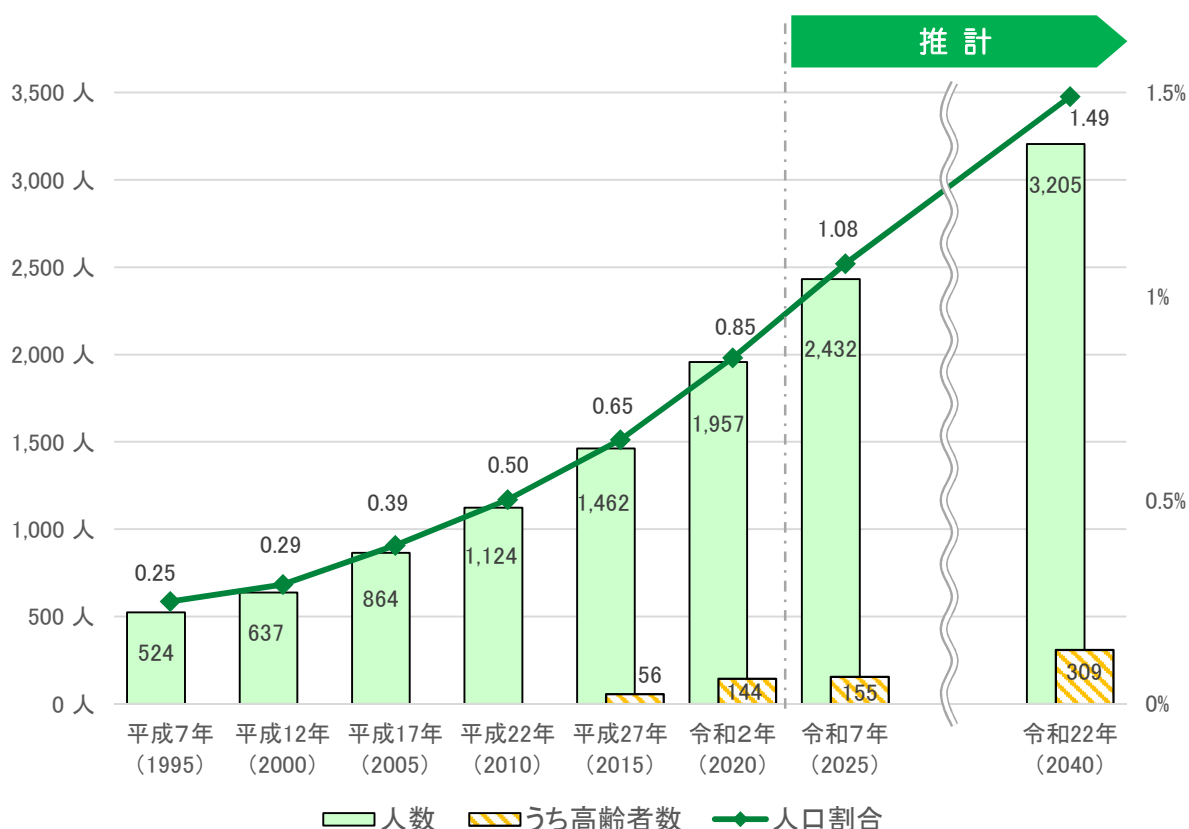
第2章

ウ 知的障がい者（療育手帳所持者）

知的障がい者及び人口割合は、一貫して増加を続けています。

療育手帳は、18歳頃までに取得する人が多く、現在も若年層を中心に手帳取得者が多くなっている状況です。そうした年齢層の加齢とともに、また新たに取得する人が加わることで、知的障がい者及び人口割合は、増加が続くと見込んでいます。

知的障がい者（療育手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料 厚木市障がい者数統計

※ 推計は厚木市障がい福祉課作成

※ 各年10月1日現在（平成7（1995）年、平成12（2000）年は、4月1日現在）

※ 知的障がい者数は、療育手帳の所持者数（他の障がいとの重複の人数を含む。）

※ 療育手帳は、神奈川県が知的障がいと判定した場合に所持する手帳ですが、知的障がいと判定を受けた方が必ずしも手帳を取得するとは限りません。

※ 高齢者数は、平成25（2013）年度からの統計値

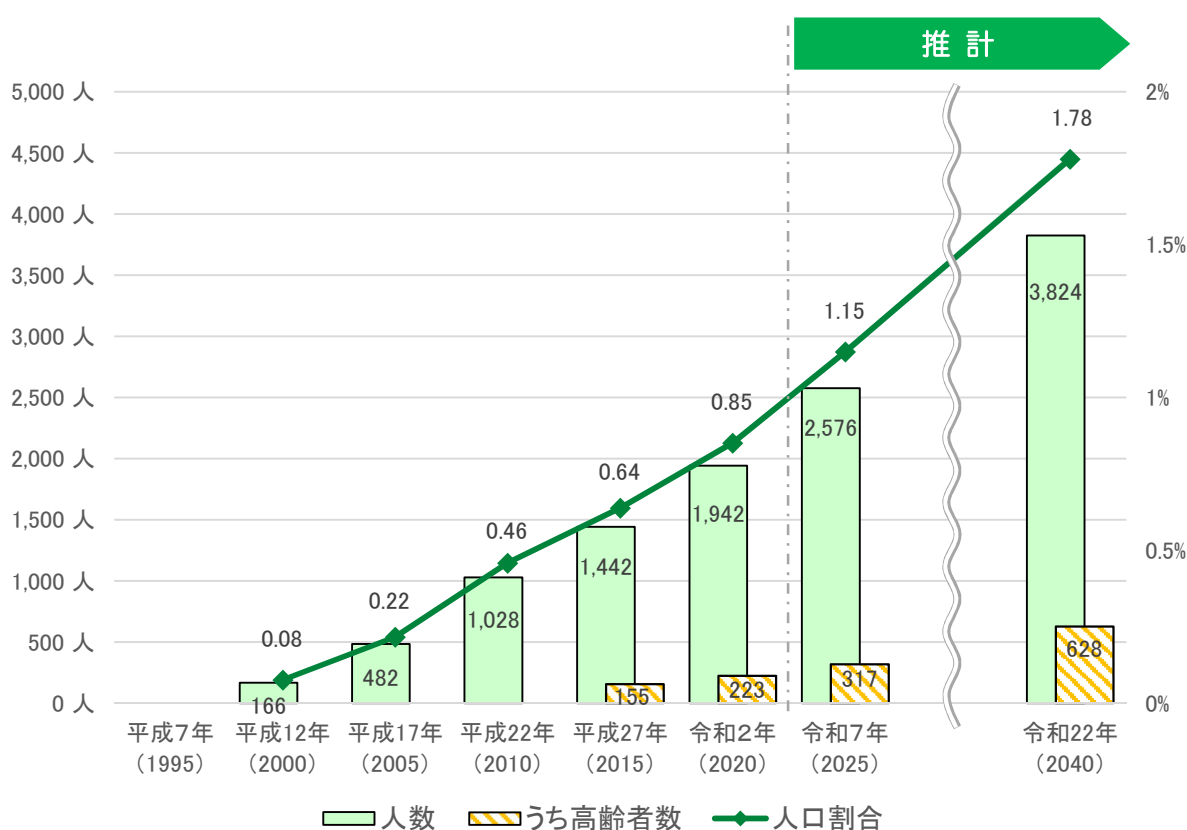
エ 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）

精神障がい者及び人口割合は、一貫して増加を続けています。

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患のため生活に支障がある場合に所持するものであり、精神疾患に罹患している人は手帳の所持者以上に存在していると思われます。

今後は、精神障がい者にも対応した地域包括ケア社会の実現に向けた取組により、これまで支援につながらなかった人が障害福祉サービス等を利用することが想定されるため、精神障がい者及び人口割合は増加が続くと見込んでいます。

精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料 厚木市障がい者数統計

※ 推計は厚木市障がい福祉課作成

※ 各年10月1日現在（平成7（1995）年、平成12（2000）年は、4月1日現在）

※ 精神障がい者数は、精神障害者保健福祉手帳の所持者数（他の障がいとの重複の人数を含む。）

※ 精神障害者保健福祉手帳は、精神保健福祉法に基づき、精神疾患のため生活に支障がある場合に所持する手帳ですが、精神疾患に罹患している方が必ずしも手帳を取得するとは限りません。

※ 高齢者数は、平成25（2013）年度からの統計値

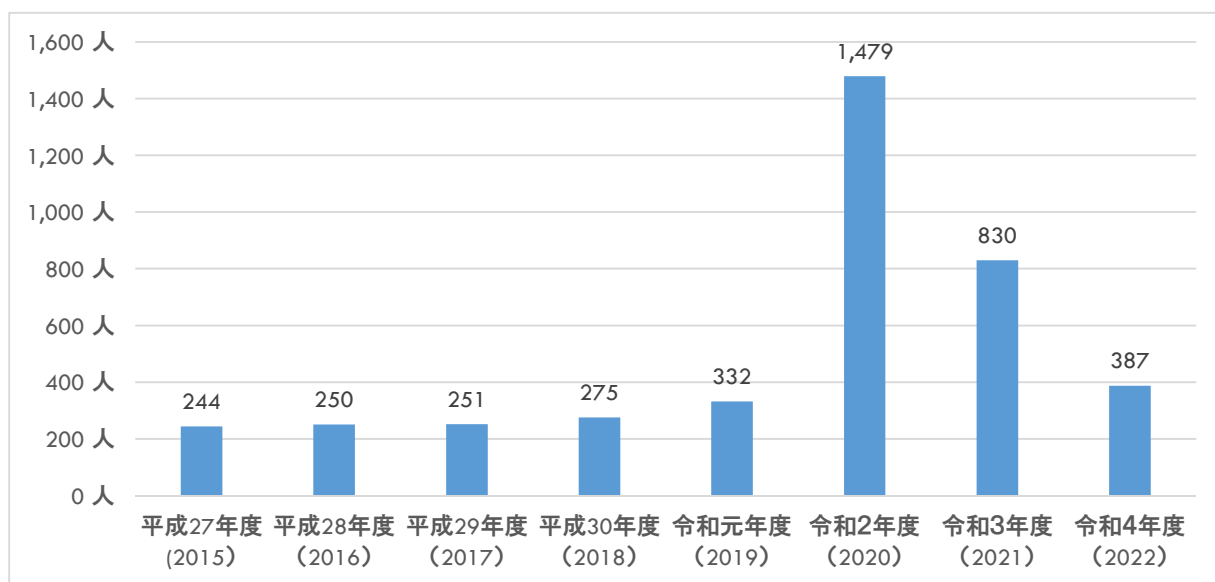
(6) その他の状況

ア 自立支援相談の状況

本市における生活困窮者自立支援法に基づく自立支援相談の受付件数は、制度の認知と関係機関との連携が進んだことにより、年々増加しています。

相談内容は、病気や健康、障がいに関することを始め、生活費や就労に関することなどが多くを占め、様々な課題が複雑化・複合化している状況にあります。

自立支援相談新規相談受付け件数の推移



資料 厚木市福祉総務課

※ 令和2（2020）年度、3（2021）年度については新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う特例措置により相談件数が大幅に増加しています。

イ 再犯者数及び再犯者率の状況

厚木警察署管内の再犯者率の推移は、調査年によってばらつきがありますが、国内の数値を上回っています。（令和3（2021）年は47.1%と国内の数値を下回っている状況です。）

再犯者率等の推移

（ア） 厚木警察署

年	刑法犯総数(人)	初犯者(人)	再犯者(人)	再犯者率
平成 29(2017)年	391	193	198	50.6%
平成 30(2018)年	327	157	170	52.0%
令和元(2019)年	312	138	174	55.8%
令和 2(2020)年	330	154	176	53.3%
令和 3(2021)年	367	194	173	47.1%

（イ） 神奈川合計 警察署

年	刑法犯総数(人)	初犯者(人)	再犯者(人)	再犯者率
平成 29(2017)年	12,241	5,986	6,255	51.1%
平成 30(2018)年	10,988	5,374	5,614	51.1%
令和元(2019)年	9,676	4,679	4,997	51.6%
令和 2(2020)年	9,832	4,720	5,112	52.0%
令和 3(2021)年	9,580	4,587	4,993	52.1%

（ウ） 全国合計 警察署

年	刑法犯総数(人)	初犯者(人)	再犯者(人)	再犯者率
平成 29(2017)年	187,702	92,674	95,028	50.6%
平成 30(2018)年	182,124	90,101	92,023	50.5%
令和元(2019)年	172,197	85,245	86,952	50.5%
令和 2(2020)年	164,678	81,294	83,384	50.6%
令和 3(2021)年	159,692	79,883	79,809	50.0%

法務省矯正局提供

※ 20 歳以上の検挙者であり、少年は含まれません。

※ 全ての検挙者ではなく、一般の刑法犯と覚醒剤取締法、麻薬取締法、大麻取締法による検挙者あり、その他の法令違反に係る検挙者は含まれません。

※ 一般の刑法犯には、記載の凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯又は風俗犯に当てはまらないものがあります。

第2章

2 地域福祉をめぐる状況

令和4（2022）年度に実施した厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）策定のための調査結果及び厚木市障害福祉サービス利用（提供）実態調査結果で浮かび上がった課題、地域福祉に求められている必要な取組等について検証しました。

【実施したアンケート調査】

調査の名称	対象
① 若年者一般調査	厚木市に住民登録のある40歳以上65歳未満で、要介護・要支援認定を受けていない市民700人を無作為に抽出
② 高齢者一般調査	厚木市に住民登録のある65歳以上で、要介護・要支援認定を受けていない市民800人を無作為に抽出
③ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	厚木市に住民登録のある65歳以上で、要介護の認定を受けていない市民5,000人を無作為に抽出
④ 居宅介護サービス利用者実態調査	要介護・要支援認定者で、令和4（2022）年8・9月に居宅サービスを利用していた市民1,000人を無作為に抽出
⑤ 介護保険未利用者実態調査	要介護・要支援認定者で、令和4（2022）年8・9月に居宅サービスを利用していなかった市民700人を無作為に抽出
⑥ 介護保険指定事業者実態調査	市内の介護保険指定事業者に対し、各サービスの現状と今後の予定について135事業者を無作為に抽出
⑦ 障害福祉サービス利用実態調査 （障がい者、障がい児）	厚木市に住民登録のある障害福祉サービス受給者800人を無作為に抽出
⑧ 障害福祉サービス提供実態調査 （事業所）	市内の障害福祉サービス等事業所に対し、各サービスの現状と今後の予定について164事業所全てを対象

【調査結果の表示方法】

※ 回答は各質問の回答者数を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

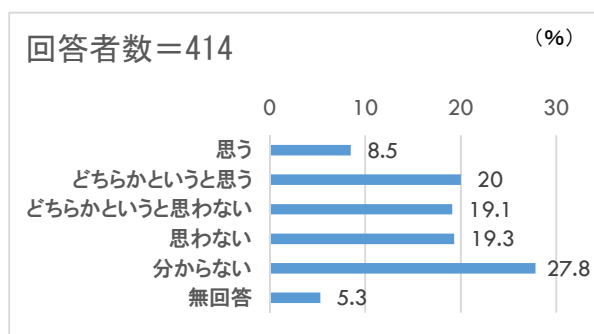
(1) 地域での支え合いの展開

本市では、これまでも、施策の一つとして「見守り・支え合いの地域づくり」に取り組んできました。アンケート調査の結果では、「あなたのお住まいの地域では支え合いが展開されていると思いますか。」という設問に対して、居宅介護サービス利用者調査、障がい福祉サービス利用実態調査、若年者一般調査、高齢者一般調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査すべての調査において、「思わない」が「思う」を上回っています。

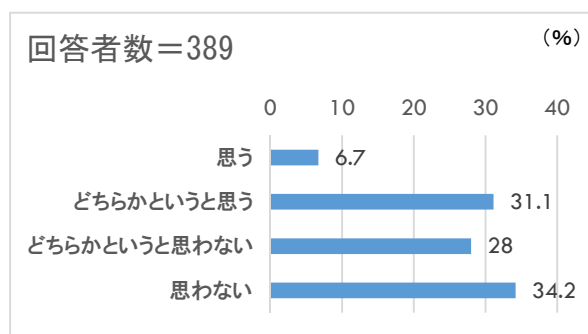
また、分からないと回答した人も若年者一般調査においては、4割近くの回答があり、地域との関わりを持っていないことが伺えます。

このように、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響から人と人との接触の機会を控えたことなどにより、地域での支え合いが薄れてきています。

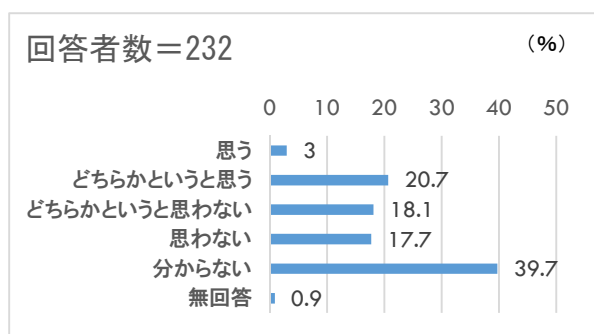
■ あなたのお住まいの地域では支え合いが展開されていると思いますか。



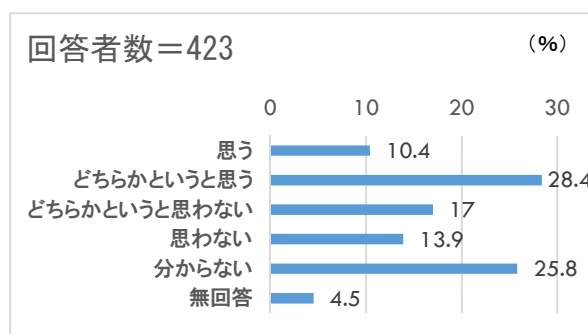
居宅介護サービス利用者調査



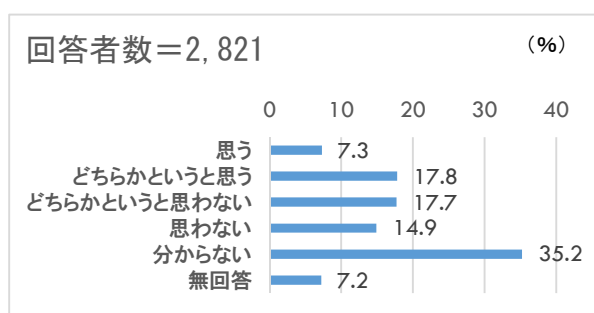
障害福祉サービス利用実態調査



若年者一般調査



高齢者一般調査



介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

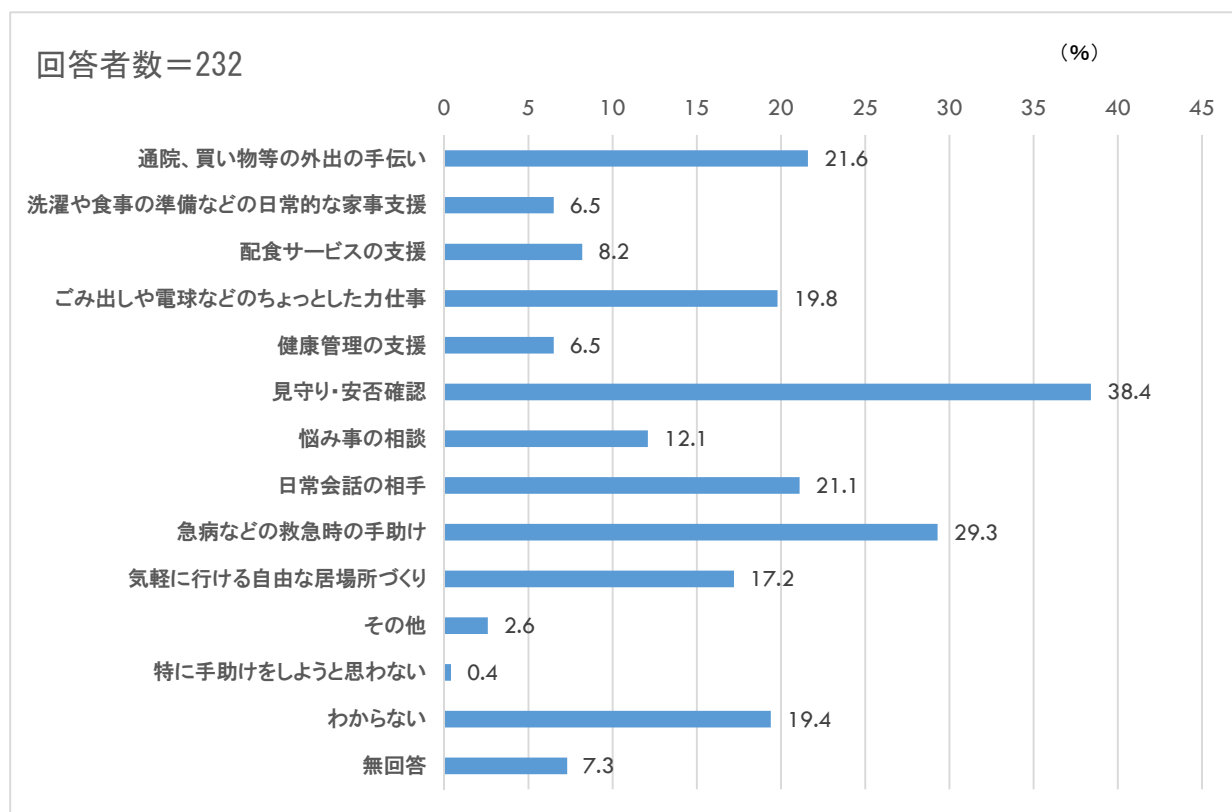
(2) 地域での支え合い活動

若年者一般調査、高齢者一般調査及び介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果では、「あなたが実施したい地域での支え合い活動は何ですか。」という設問に対しては、「見守り・安否確認」が最も多くなっています。

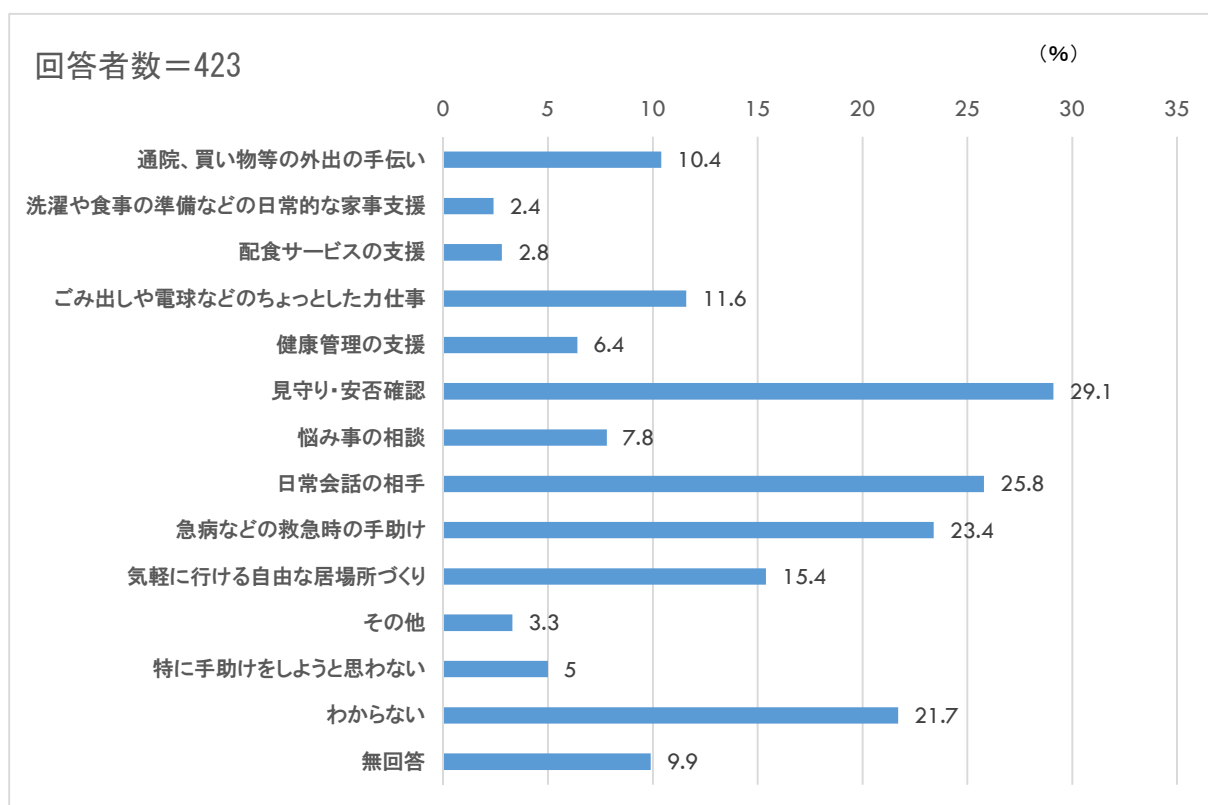
また、いずれの調査でも「急病などの救急時の手助け」、「気軽に行ける自由な居場所づくり」、「通院、買い物等の外出の手伝い」、「日常会話の相手」などが高くなっています。

なお、「わからない」「無回答」の割合も多くなっていることから、支え合い活動についての周知・啓発、支え合う人づくりが重要になっています。

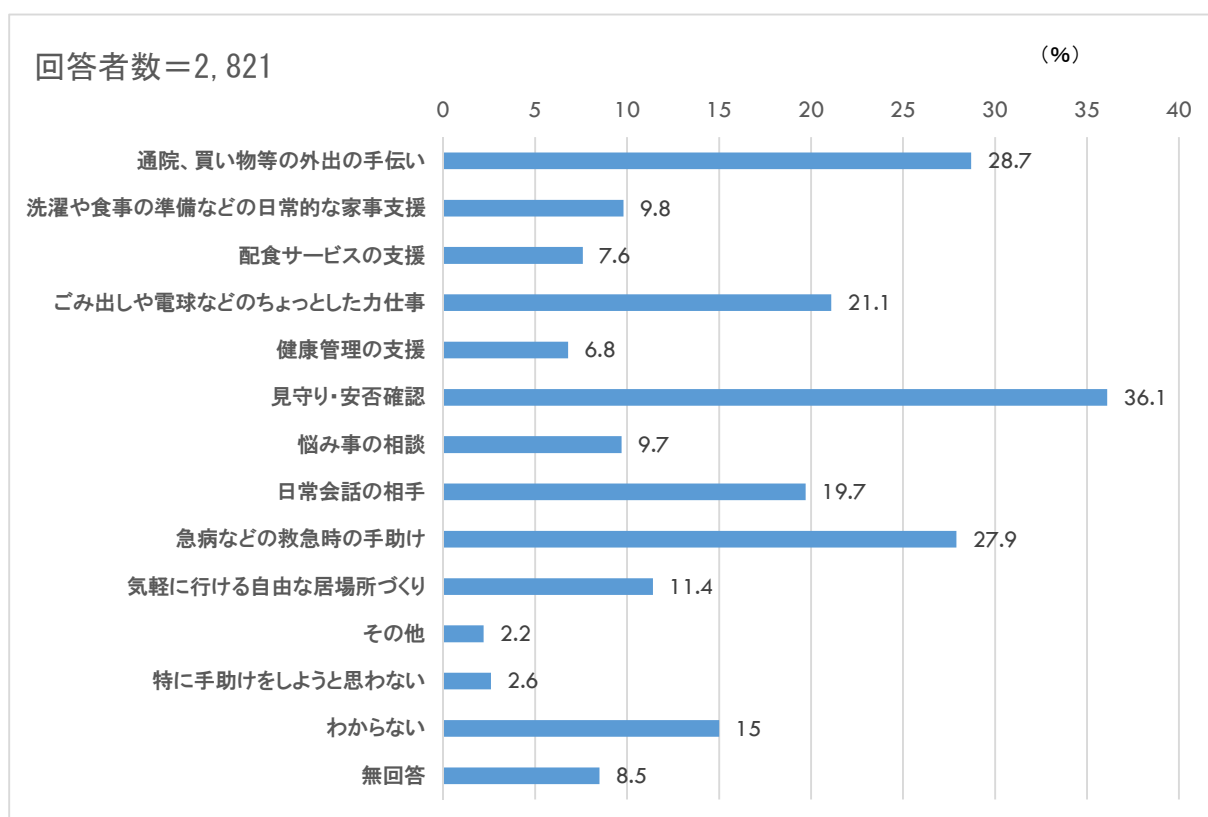
■ あなたが実施したい地域での支え合い活動は何ですか。（複数回答）



若年者一般調査



高齢者一般調査



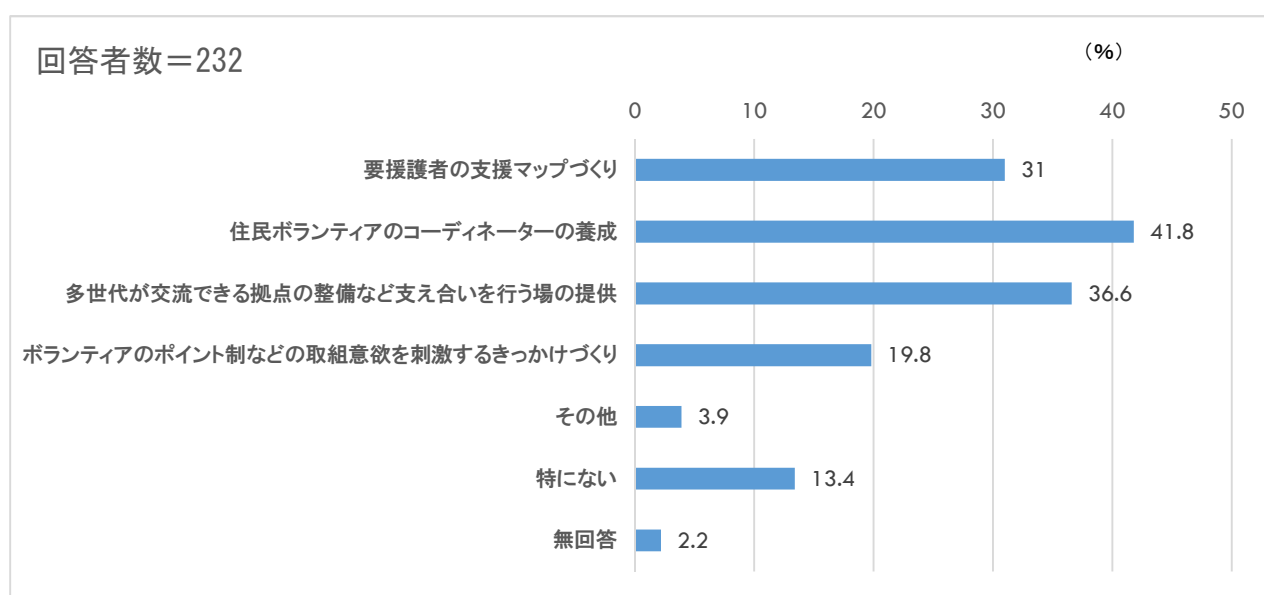
介護予防・日常生活圏域二エズ調査

第2章

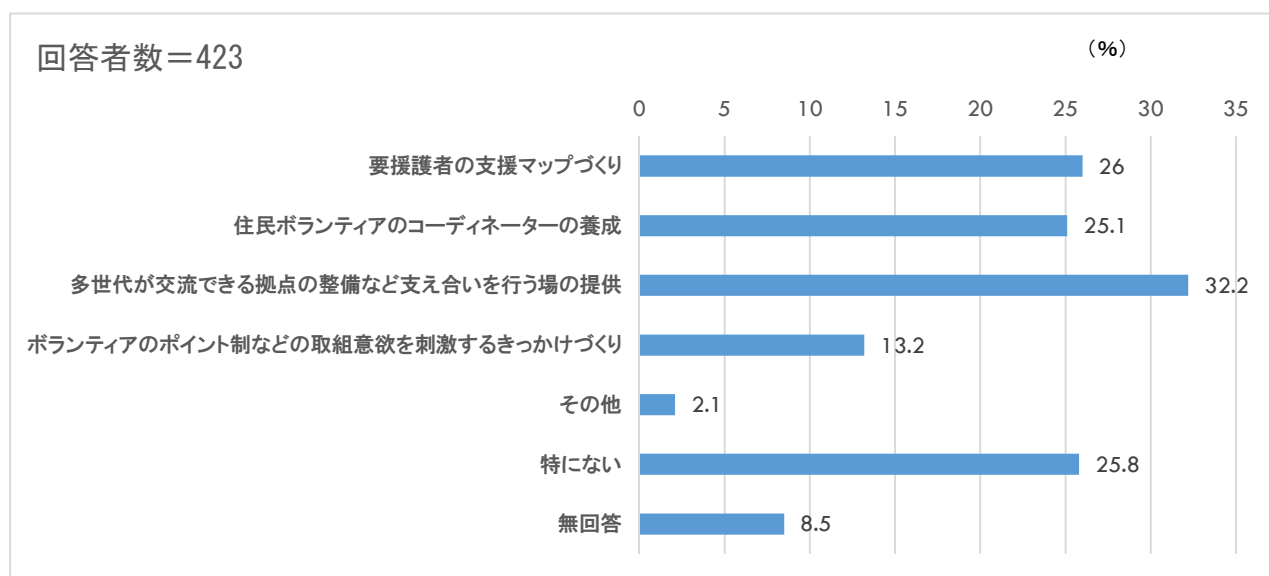
(3) 地域での支え合い機能の向上

若年者一般調査、高齢者一般調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、居宅介護サービス利用者実態調査及び介護保険未利用者実態調査の結果では、「地域での支え合い機能を向上させるためにどのような施策が有効だと思いますか。」という設問に対して、「要援護者の支援マップづくり」、「住民ボランティアのコーディネーターの養成」「多世代が交流できる拠点の整備など支え合いを行う場の提供」などが高くなっています。

■ 地域での支え合い機能を向上させるためにはどのような施策が有効だと思いますか。
(複数回答)

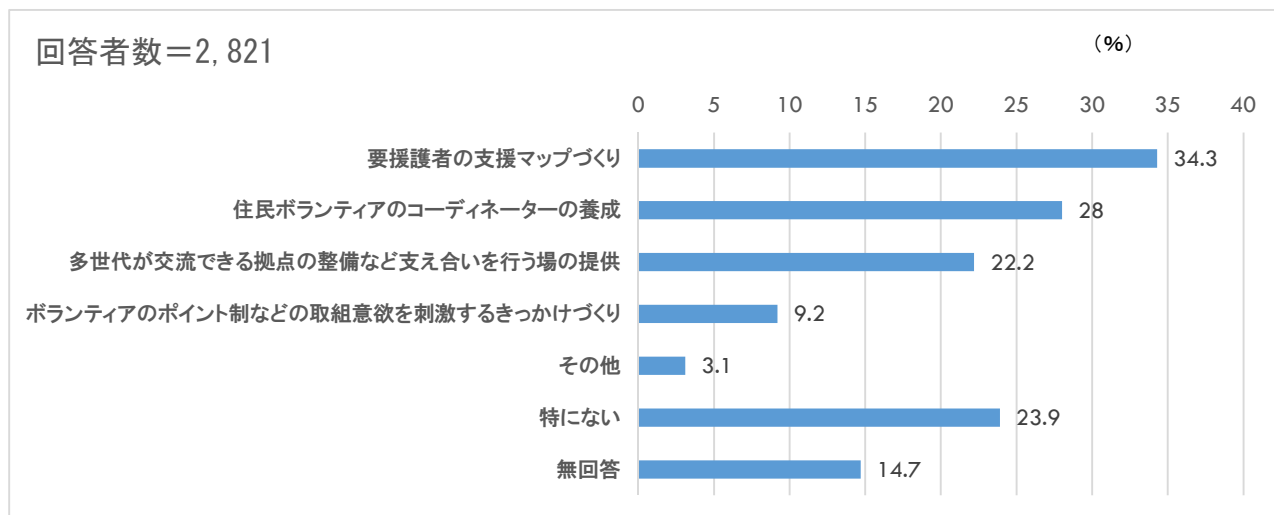


若年者一般調査

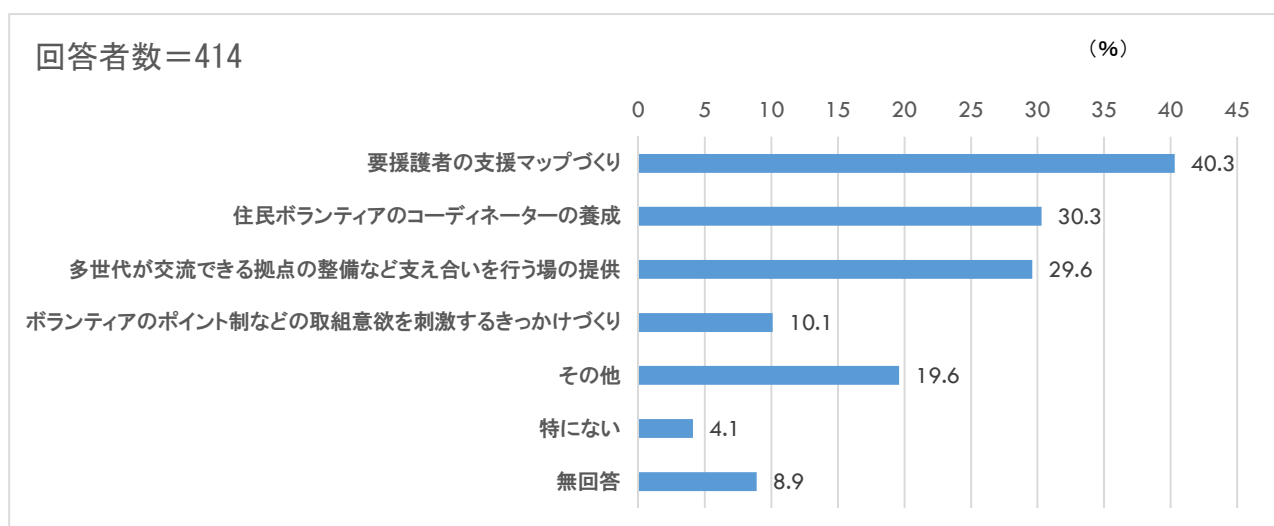


高齢者一般調査

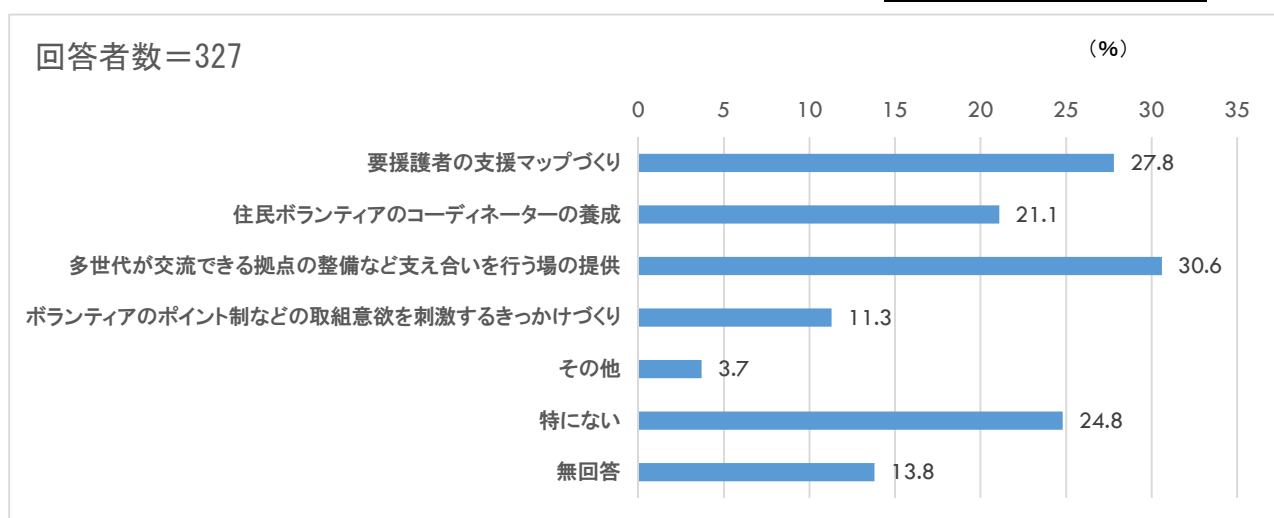
本市の状況



介護予防・日常生活圏域ニーズ調査



居宅介護サービス利用実態調査



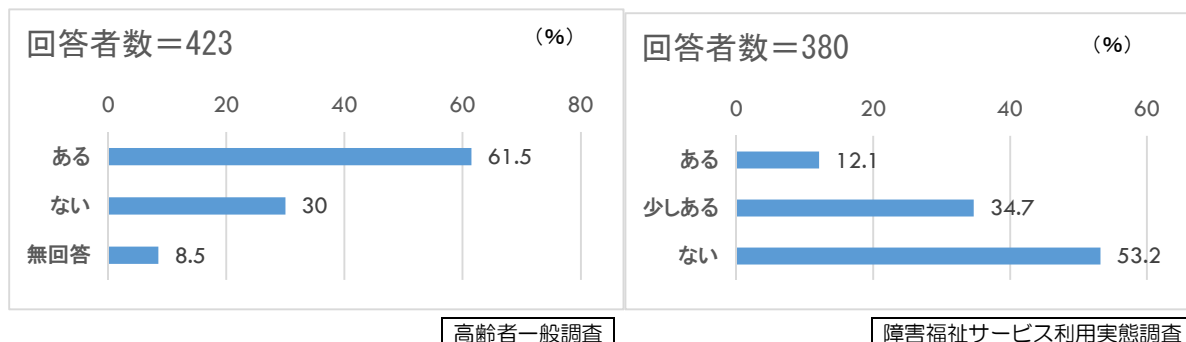
介護保険未利用実態調査

(4) 地域の人とつながりを持てる場や交流する機会

高齢者一般調査では、「地域とのつながりを持てる場や、交流をする機会がありますか。」という設問に対しては、「ある」という回答が「ない」を大きく上回っているものの、38.5%の高齢者が、「ない」又は「無回答」となっています。

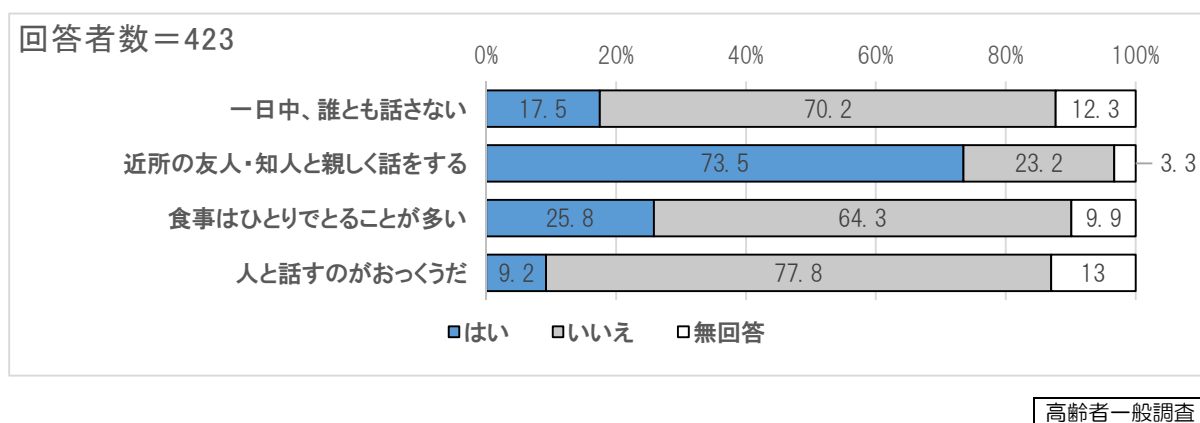
また、障害福祉サービス利用実態調査の結果を見ると、53.2%が「ない」と回答しており、地域とのつながりが希薄であることが伺えます。

■ 地域とのつながりを持てる場や、交流をする機会がありますか。



また、「あなたはふだん、次のようなことがありますか。」という設問に対しては、高齢者一般調査で、「近所の友人・知人と親しく話をする」が回答した人が多い一方で、「一日中、誰とも話さない」と回答した人の割合が17.5%、「人と話すのがおっくうだ」と回答した人の割合が9.2%を占めています。

■ あなたはふだん、次のようなことがありますか。

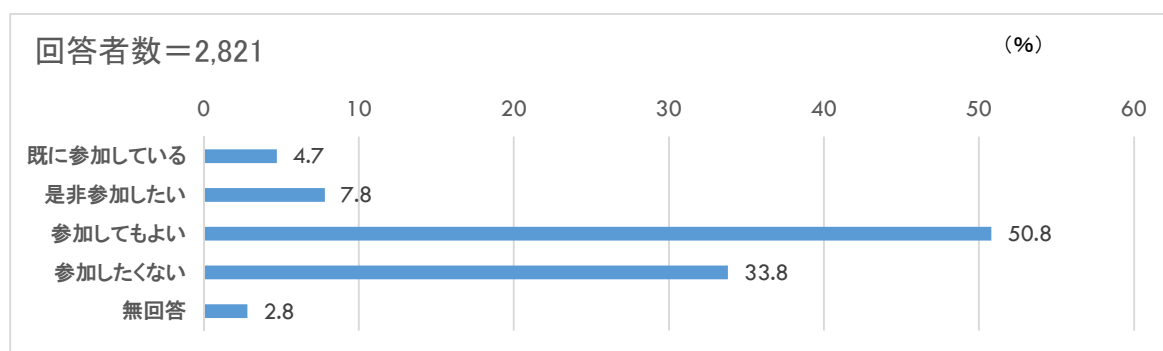


(5) 地域での活動

介護予防・日常生活圏ニーズ調査では、「地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。」という設問に対して、参加してもよいと思う人が多くなっていますが、「企画・運営（お世話役）」としては参加したくないと思う人が多く、地域での活動の担い手の確保が課題であることが分かります。

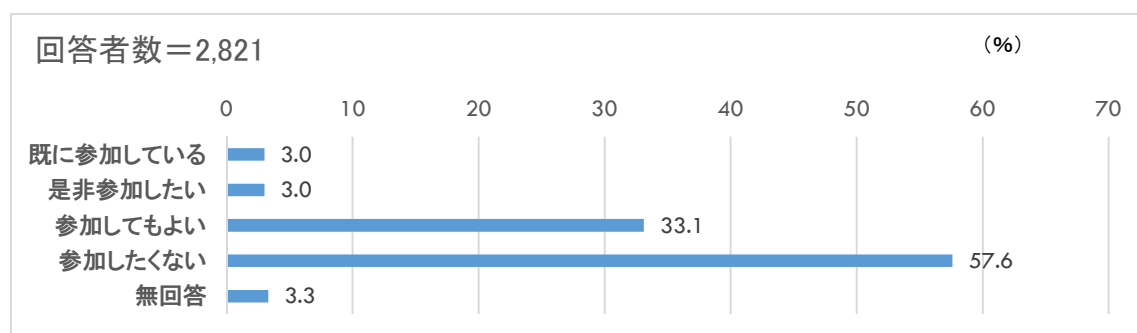
一方で、「参加者として」では 58.6%の方が、「企画・運営（お世話役）として」では 36.1%の方が、「是非参加したい・してもよい」と思っており、地域活動への参加意欲が高いことも分かります。

- 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。



介護予防・日常生活圏ニーズ調査

- 地域の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか。



介護予防・日常生活圏ニーズ調査

第2章

第3章 計画の目指す姿と全体像

- 1 将来像
- 2 基本理念
- 3 基本目標
- 4 計画の体系

第3章

1 将来像

人口減少社会の到来や超高齢社会の進展により、地域では、核家族化の進行やひとり暮らし世帯、高齢者世帯などの増加に伴い、地域社会やコミュニティでのつながりが希薄化しています。

また、平成から令和に入り、世界的に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、親せきや友人等との面会の自粛、地域における行事等の中止などから、地域でのつながりの機会がさらに失われてしまいました。

このように社会状況が変化する中、自助、互助、共助、公助を担う全ての人がつながり、それぞれの役割を担うことが重要です。

「福祉」は、特別な人に対して必要とされる言葉ではなく、全ての人に関わる言葉であるという認識から、障がいがあっても、誰も排除されることなく、子どもから高齢者までのあらゆる世代が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域づくりが求められています。

こうしたことから、本計画では、団塊の世代が 75 歳を迎える令和 7（2025）年が計画期間であることも考慮し、さらには、団塊ジュニア世代が 65 歳を迎える令和 22（2040）年を見据え、目指す将来像を「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」とします。

将 来 像

誰もが住み慣れた地域で
自分らしい暮らしを
人生の最期まで続けることができる
地域包括ケア社会

2 基本理念

令和3（2021）年に策定した地域福祉計画（第5期）では、家族、友人、近隣との関わりを深め、地域住民との顔見知りの関係を築いていくことが重要であり、高齢者や障がい者をはじめとした地域住民一人一人が、役割を持って生活していくために、「見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり」を基本理念としました。

しかし、新型コロナウイルス感染症感染拡大により人と人との関わりが極端に少なくなったことから、地域における住民のつながりが薄れてしまいました。

こうした点を踏まえ、支える側と支えられる側の役割が固定されることがなく互いに協力する関係づくりや、日頃からの近所付き合い、お互いに様子を気に掛けるなど、地域におけるゆるやかな見守り活動を推進するために、地域福祉計画（第6期）についても、引き続き「見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり」を基本理念とします。

基 本 理 念

見守り、つながり、支え合い、
一人一人が尊重される地域づくり

3 基本目標

地域包括ケア社会の実現を確実なものとするためには、地域住民が主体となり、自ら解決に導く体制づくりを支援することはもちろん、互いに認め合い、一人一人が尊重され、地域で安心して暮らせるまちづくりを推進していくために行政が主体となり、地域における複雑化・複合化した解決が困難な課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを推進することが求められています。

そこで、基本理念として掲げた「見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり」を具現化するため、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標	
基本目標 1	
住民の絆が深まり、地域で支え合う共生のまち	   
基本目標 2	
互いに認め合い、一人一人が尊重され、 地域で安心して暮らせるまち	     
基本目標 3	
地域社会とのつながりを実感し、 誰もが社会参加できるまち	      

4 計画の体系

将来像

基本理念

基本目標

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを
人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会

見守り、つながり、
支え合い、一人一人
が尊重される地域づ
くり

基本目標 1
住民の絆が深まり、
地域で支え合う
共生のまち



基本目標 2
互いに認め合い、
一人一人が尊重され、
地域で安心して
暮らせるまち



新規

基本目標 3
地域社会との
つながりを実感し、
誰もが社会参加
できるまち



取り組むべきSDGsの目標



施策の方向	達成された姿 (目指す姿)
1 見守り活動の充実	住民同士が、日頃からのあいさつや何か気になることがあった時の声掛けなどを通して、お互いにゆるやかな見守りをする関係ができています。
2 地域における居場所づくり	地域内の至る所に気軽に集える居場所があり、世間話やおしゃべりをしながら楽しい時間を過ごすことで、地域とのつながりが強まり、絆が深まっています。
3 地域で支え合う人づくり	「支え手」と「受け手」の関係を超えて誰もが活躍できる地域ができています。
新規 4 地域を支えるネットワークづくり	地域の課題や社会資源が地域で共有され、地域を支えるネットワークが活用されている。
5 福祉に対する理解の促進	福祉の啓発や学習の機会が充実し、お互いに理解し、尊重し合える関係ができています。
6 権利擁護の推進 成年後見制度利用促進基本計画	全ての人々の人権が尊重され、自分らしい暮らしをすることができています。
新規 7 生活に困窮する人や不安を抱えている人への包括的な相談支援の充実	身近に相談窓口があり、本人の状況に応じた継続的な支援が行われ、地域とのつながりが実感できています。
8 誰もが参加できる地域づくり 再犯防止推進計画	関係機関が相互に連携・協力して支援することで、地域社会とつながりを実感し、安心・安全・快適に暮らすことができています。
9 多機関の協働による支援体制の充実	医療・介護・福祉などの関係機関や地域につながる支援ネットワークがあり、複雑化・複合化する課題やニーズに対して、必ず支援につながる社会ができています。

第3章

第4章 施策の展開

- 1 見守り活動の充実
- 2 地域における居場所づくり
- 3 地域で支え合う人づくり
- 4 地域を支えるネットワークづくり
- 5 福祉に対する理解の促進
- 6 権利擁護の推進
- 7 生活に困窮する人や不安を抱えている人への
包括的な相談支援の充実
- 8 誰もが参加できる地域づくり
- 9 多機関の協働による支援体制の充実

第4章

基本目標 1 住民の絆が深まり、地域で支え合う共生のまち

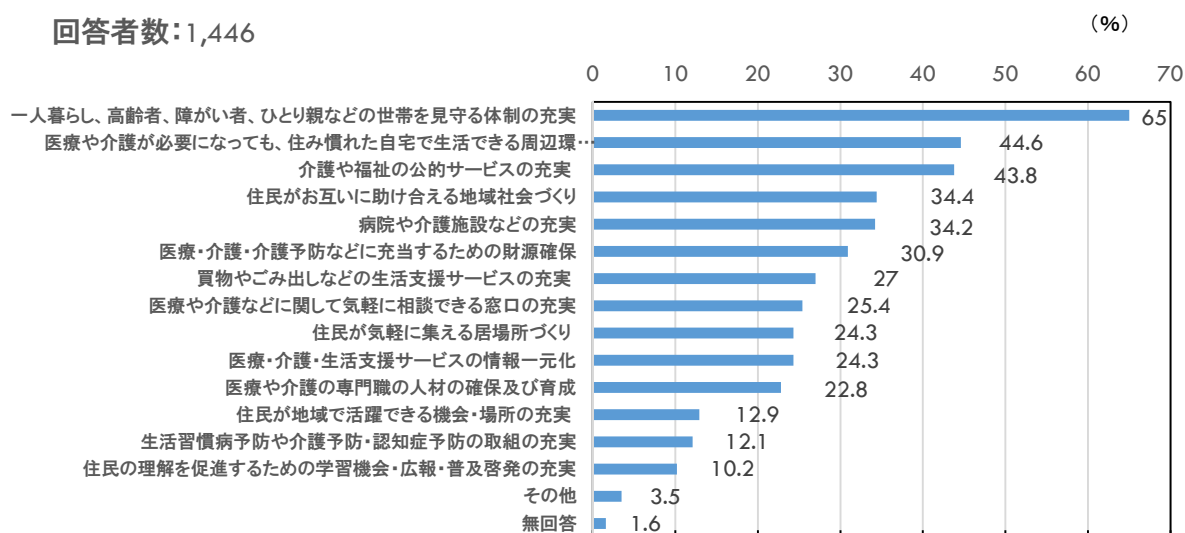
施策の方向 1 見守り活動の充実

現状と課題

- 市民意識調査では、地域包括ケア社会の実現に向けて必要と思われる取組について、「一人暮らし、高齢者、障がい者、ひとり親などの世帯を見守る体制の充実」が必要な取組であると回答した人の割合が最も高い結果になっています。
- 地域で暮らす全ての人々が、それぞれの立場を超えて見守りの主体となることが期待されます。

■ 誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会（地域包括ケア社会）の実現について、どのような取組が必要であると思いますか。

回答者数：1,446



令和5年度市民意識調査

取組方針

- 子どもから高齢者まで声を掛け合い、日頃からの近所付き合いやお互いに様子を気に掛けるなど、地域住民のちょっとした変化にも気付くことができる、地域における、ゆるやかな見守り活動の取組を推進します。
- ICT（情報通信技術）を利用した見守りサービスや、ヤングケアラー、8050問題などの早期発見に向けた新たな取組を推進します。
- 地域住民による取組のほか、民間事業者との地域見守り協定を締結するなど、見守り体制の重層化を図ります。

達成された姿

住民同士が、日頃からのあいさつや何か気になることがあった時の声掛けなどを通じて、お互いにゆるやかな見守りをする関係ができています。

地域コミュニティ活動が活性化し、様々な立場の人々が、支える側、支えられる側と固定されることなく、見守り、つながり、支え合う地域づくりを進める中で、誰一人として社会から孤立することなく、安心して生活することができます。

主な取組

1 地域住民による見守り活動の更なる推進

- 近所での声掛けや、いつもと違うことがないか、お互いに様子を気に掛けることから始め、日頃から適度な距離感を持った、地域住民によるゆるやかな見守り活動の推進
- 日常生活で家族等介護者の方等が、いつもと違うことはないか、「気づき」を感じられた際に、地域包括支援センターや民生委員・児童委員などに速やかに連絡できる相談窓口の周知・啓発
- 日頃からの顔なじみの関係を築き、災害発生時の避難行動に支援を必要とする人に対する近所同士の助け合いによる支援活動の推進
- 見守り活動についての更なる理解の促進

2 新たな見守り活動の取組

- ICT（情報通信技術）を利用した新たな見守りサービス導入を推進
- ヤングケアラー、8050 問題などをいち早く発見する体制づくり

3 民間事業者との地域見守り協定の充実

- 地域見守り協定の更なる充実及び通報後の関係機関との連携による迅速な対応
- 迅速かつ適切な見守りに向けた協定締結事業と見守りの事例検討などの実施

第4章

主な指標

指標 \ 年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
			R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
地域での支え合いが展開されていると思う人の割合	36.2%	30.8%	—	40.0%	—
地域見守り協定締結事業者数	65 団体	75 団体	78 団体	80 団体	85 団体

「ゆるやかな見守り」とは？



地域住民や民間事業者など地域の様々な方が、日々の生活や業務の中で、「いつもと違う」、「何かおかしい」と感じるものがあつたら、民生委員・児童委員や地域包括支援センター、地域福祉コーディネーターに相談するなど、地域で行う「さりげない」見守りです。

- 支援を拒んでいる方や、少し気がかりな方など、専門機関による定期的な訪問が難しい方又はそこまで至らない方を、地域での幅広い「気づき」で、さりげなく見守ることができます。
- 日常生活を送る中で、向こう三軒両隣の住民同士でお互いに気遣い合い、見守り合う関係を築くことや、ご近所同士や仲間と集い、サークル活動やボランティア活動に参加するなど、社会に関わることも、ゆるやかな見守りにつながります。

第4章

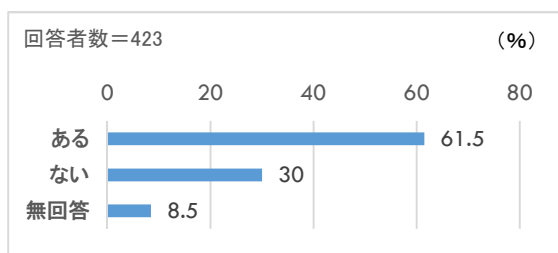
基本目標 1 住民の絆が深まり、地域で支え合う共生のまち

施策の方向 2 地域における居場所づくり

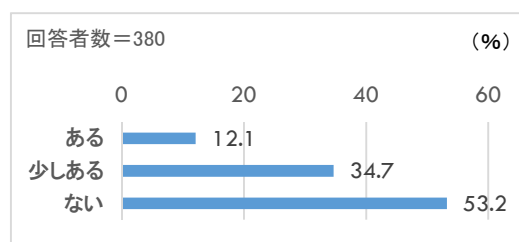
現状と課題

- 地域では地域住民が主体となった居場所づくり、各地区の地域福祉推進委員会では各種事業を実施していますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、人と人との接触を控えた結果、事業の開催回数や参加人数などが減少しました。実施に当たっては、対象者や状況に応じた開催方法のほか、介護予防などを踏まえた居場所づくりの検討が必要となっています。
- 「地域の人とのつながりを持てる場や、交流をする機会がありますか。」という同じ質問を複数のアンケート調査で行ったところ「ある」と回答した人の割合は、高齢者に比べて、障害福祉サービスを受けている人が低くなっています。
- いつまでも安心して住み慣れた地域で暮らしていくためには、地域の人とつながりを持ち、誰もが身近に顔を出せる場所があることが必要です。

■ 地域の人とつながりを持てる場や、交流をする機会がありますか。



高齢者一般調査



障害福祉サービス利用実態調査

取組方針

- 自治会館や老人憩の家、公民館などの身近な場所を活用し、誰もが気軽に立ち寄ることができる居場所づくりに取り組みます。
- 地域において誰もが活躍できる場や機会の創出など、社会参加や生きがいのづくりにつながる取組を推進します。

達成された姿

地域内の至る所に気軽に集える居場所があり、世間話やおしゃべりをしながら楽しい時間を過ごすことで、地域とのつながりが強まり、絆が深まっている。

気軽に立ち寄り、憩える場があることで、地域の絆やコミュニティが形成され、誰もが笑顔で生きがいに満ちた生活を送ることができています。

主な取組

1 地域住民が主体となった居場所づくりの支援

- 地域住民にとって、身近な居場所の周知
- 地域住民が日常的に集える居場所づくりの支援
- 気軽に居場所へ参加できる環境づくり
- 子ども食堂などを実施するNPO等と協力した居場所づくりの支援
- 市内の公共施設などのクールシェアスポットを利用した誰でも気軽に利用できる居場所づくりの支援
- 地域における居場所となる仲間づくりの支援

2 地域住民が集える通いの場の開催

- ミニデイサービス、サロンや茶話会などの開催
- 誰でも気軽に参加しやすい通いの場の開催

3 誰もが活躍できる場や機会の創出

- 生きがいや社会参加につながるサークル活動などの充実
- 得意分野をいかした、地域での活動の場や機会の創出

主な指標

指標 \ 年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
			R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
地域の人とつながりを持てる 場や交流をする機会がある と思う人の割合	41.1%	36.8%	—	45.0%	—

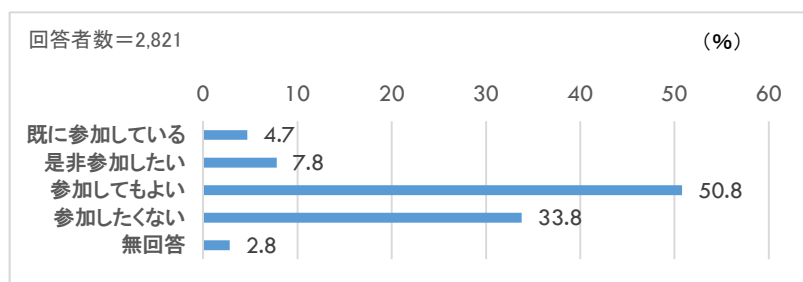
第4章

基本目標 1 住民の絆が深まり、地域で支え合う共生のまち

施策の方向 3 地域で支え合う人づくり

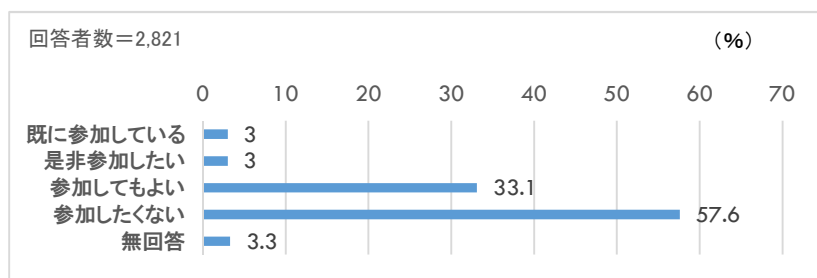
現状と課題

- 地域での日頃からの助け合いや支え合いの活動は、地域で暮らす全ての人々により進められることが重要ですが、担い手が一部の地域住民に偏ってしまい、その人々への負担増加が懸念されます。
 - 日頃から地域の中で顔の見える関係をつくり、誰もが自分のできる範囲内で参加、協力し合える環境づくりをすることが求められています。
 - 社会情勢や、ライフスタイルの変化などから、担い手不足が加速する中、地域の担い手確保のための人づくりが求められています。
- 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。



介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

- 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか。



介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

取組方針

- 身近な地域の中で、人とのつながりをつくり、日常生活での困りごとに気づき、手を差し伸べることができる人を増やします。
- 様々な人が参加しやすい地域福祉活動を支援します。
- 地域福祉活動に携わってみたい人、携わっている人を支援します。
- 福祉職の人材不足の解消に向け、人材確保に向けた取組の推進、福祉職の魅力発信などの啓発及び、福祉教育を継続的に実施します。

達成された姿

「支え手」と「受け手」の関係を超えて誰もが活躍できる地域ができている。

身近な地域における住民同士の関係から全ての人々がつながり「支え手」と「受け手」が分かれることのない、互いに協力し合える社会が実現しています。

主な取組

1 ゆるやかな見守り活動や居場所づくりに携わる人の支援

- 認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を地域で見守り、支える認知症サポーターの養成
- 地域において子育てに関するアドバイスをするボランティア、子育てアドバイザーの育成
- 地域福祉に携わる自治会長、民生委員・児童委員活動の負担軽減などの環境づくり及び担い手の育成

2 地域で支え合う仕組みづくりの支援

- 地域住民ができる範囲で行うボランティア活動の推進
- 地域支え合い活動の周知・啓発
- 地域における支援を必要とする人の個別課題の解決を図る地域福祉コーディネーターの充実
- 地域における介護予防・生活支援サービス提供体制の整備を推進する生活支援コーディネーターの充実

第4章

- 認知症に関する相談のほか、介護・福祉などの総合相談窓口として何でも相談できる地域包括支援センターの充実・強化
- 民生委員・児童委員などの地域の担い手不足解消のための具体的方法の検討
- 障がい者の多様なニーズに対応するため、障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターの充実・強化
- 担い手不足の解消のため、地域の実情を踏まえた継続的な担い手確保の検討

主な指標

指標 \ 年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
			R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
地域での支え合い活動について、見守りを実施したいと思う人の割合	36.0%	35.4%	—	40.0%	—
ボランティアセンターにおける登録団体数	85 団体	71 団体	72 団体	73 団体	75 団体

第4章

基本目標 1 住民の絆が深まり、地域で支え合う共生のまち

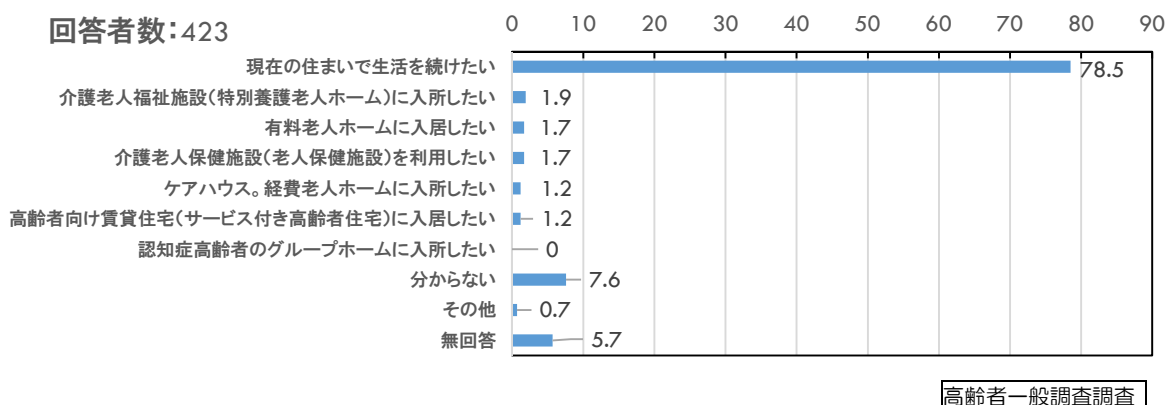
施策の方向 4 地域を支えるネットワークづくり

現状と課題

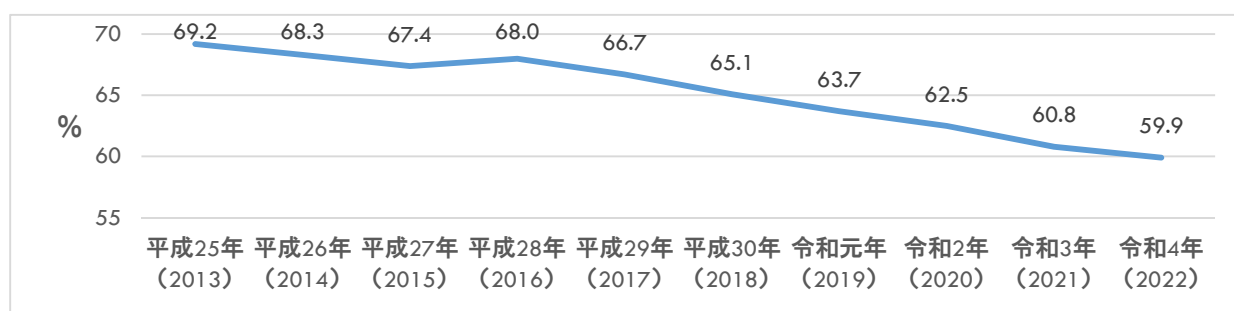
○ 社会情勢やライフスタイルの変化により生活様式や価値観が変わる中で、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、地域の多様な主体が地域課題を把握し、共有、連携して福祉活動をする必要があります。

また、地域における問題に、気づき、つなげ、解決できるネットワークを構築することが必要です。

■ 今後の生活についてどのようにお考えですか。



■ 自治会加入率（過去 10 年）



取組方針

○ 地域住民がつくるネットワークや、地域包括支援センター、市などの相談支援ネットワークなど、様々な主体によるネットワークづくりを行います。

○ それぞれの地域の特性において不足している社会資源や課題を検討し、属性や世代を問わないネットワークづくりを行います。

達成された姿

地域の課題や社会資源が地域で共有され、地域を支えるネットワークが活用されている。

地域住民が困りごとに、気づき、つなげ、解決できるネットワークが構築されています。

網の目のように張り巡らされたネットワークにより災害時にも大きな力を発揮します。

主な取組

1 様々な主体によるネットワークづくり

- 向こう三軒両隣などのゆるやかな見守り活動によるネットワークの推進
- 地域において相談支援機関がそれぞれの役割を果たしつつ、チームアプローチによる包括的なネットワークの構築
- 地域住民や各組織に個々の主体の役割などの周知・啓発
- 属性や世代を問わない居場所などを利用した地域のネットワークづくりの推進
- 自主防災隊、民生委員・児童委員などによる災害時における避難行動要支援者に対する更なる避難連携強化

2 地域の特性に合ったネットワークづくり

- 第二層協議体機能を融合した地域が自ら考え解決に向け、決定、行動出来る組織の検討
- 多様な主体の交流を深め、地域での最適なネットワークづくりを構築
- 地域で不足している社会資源や地域の課題をネットワークの力で解決できるよう、顔の見える関係性の構築
- 地域の相談支援機関、福祉サービスを実施しているNPOなどを地域に浸透させるためのマップの作成及び周知
- サポーター制度導入による、地域の担い手確保の検討
- 地域の特性に合った、災害時における避難誘導ネットワークの検討

第4章

主な指標

指標 \ 年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
			R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
地域の担い手サポーター制度の導入	—	—	検討	検討	実施
避難行動要支援者個別計画書作成者数	1,392 人	1,718 人	1,800 人	1,830 人	1,860 人

施策の方向4 地域を支えるネットワークづくり

第4章

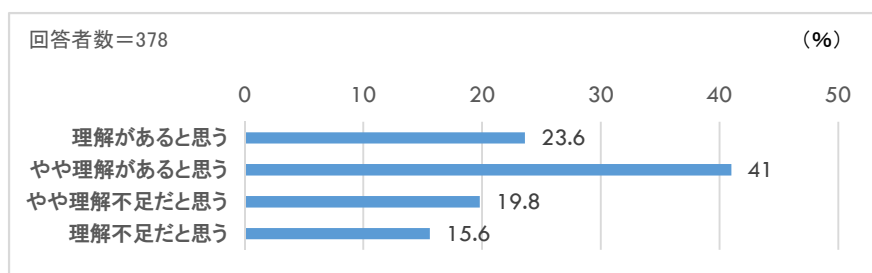
基本目標 2 互いに認め合い、一人一人が尊重され、
地域で安心して暮らせるまち

施策の方向 5 福祉に対する理解の促進

現状と課題

- 高齢者も障がい者も、地域で自分らしい暮らしを続けることができる社会を実現するため、地域住民一人一人が老いることや障がいがあることへの理解を深めることが重要です。
- 障害福祉サービス利用実態調査では、地域の障がい者に対する理解について、「理解があると思う」又は「やや理解があると思う」と回答した障がい者の割合が、64.6%と令和元（2019）年度の前回調査から 13.7%上昇しています。

■ 地域の方は障がい者に対する理解があると思いますか。



障害福祉サービス利用実態調査

取組方針

- 老いること、障がいがあること等を理由とする差別の解消について、地域住民の関心と理解を深めるため、様々な機会に啓発を行います。
- お互いを理解し、助け合いの心を育むために、幼少期から全ての年代が交流する機会を設けます。
- ヤングケアラー、8050 問題などに対する理解を促進します。

達成された姿

福祉の啓発や学習の機会が充実し、お互いに理解し、尊重し合える関係ができている。

自分や相手を受け入れ、誤解や偏見のない、お互いを認め合う関係づくりを通じて、誰もがお互いを尊重し、支え合う社会が実現しています。

主な取組

1 理解を広めるための普及活動の実施

- 認知症の症状とその対処法・支援体制などの情報をまとめた「認知症ケアパス」などの配布
- 障がいを理解するためのガイドブックの配布、障がい者が困ったときに、周囲に理解や支援を求めるために提示する「ヘルプカード」の配布
- 認知症についての市民普及交流イベント（オレンジフェスタ）の実施
- 心のバリアフリーの理解の促進
- 看（み）取りに対する理解を広めるための講演会などの開催
- 児童・生徒や若い世代を対象にした福祉教育の実施

2 理解を深めるための啓発活動の実施

- 車椅子や加齢に伴う身体機能の低下を体験することができる福祉体験教室の実施
- 認知症サポーター、子育てアドバイザー、心のバリアフリー推進員の養成
- ヤングケアラー、8050 問題などの早期発見、支援に向けた研修会などの実施
- 認知症サポーターが地域で活躍できる仕組み（チームオレンジ）づくり
- 高齢者保健福祉施設や障がい者支援施設などでの地域交流事業の実施
- 地域における世代間交流事業の実施
- オレンジサポート企業団体認証制度の推進

主な指標

指標 \ 年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
			R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
ヤングケアラー、8050 問題研修会開催数	—	1 回	2 回	2 回	2 回
認知症サポーター受講者 数（累計）	15,404 人	18,025 人	19,300 人	20,100 人	20,900 人
心のバリアフリー啓発回 数	—	1 回	5 回	7 回	10 回

第4章

基本目標 2 互いに認め合い、一人一人が尊重され、
地域で安心して暮らせるまち

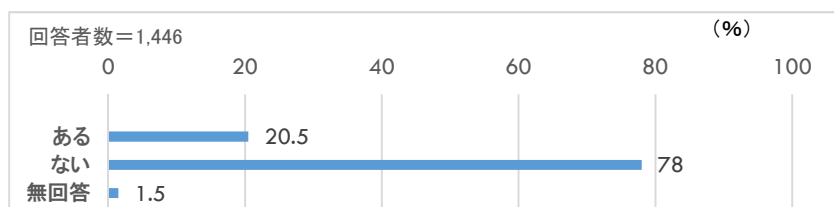
施策の方向 6 権利擁護の推進

【成年後見制度利用促進基本計画】

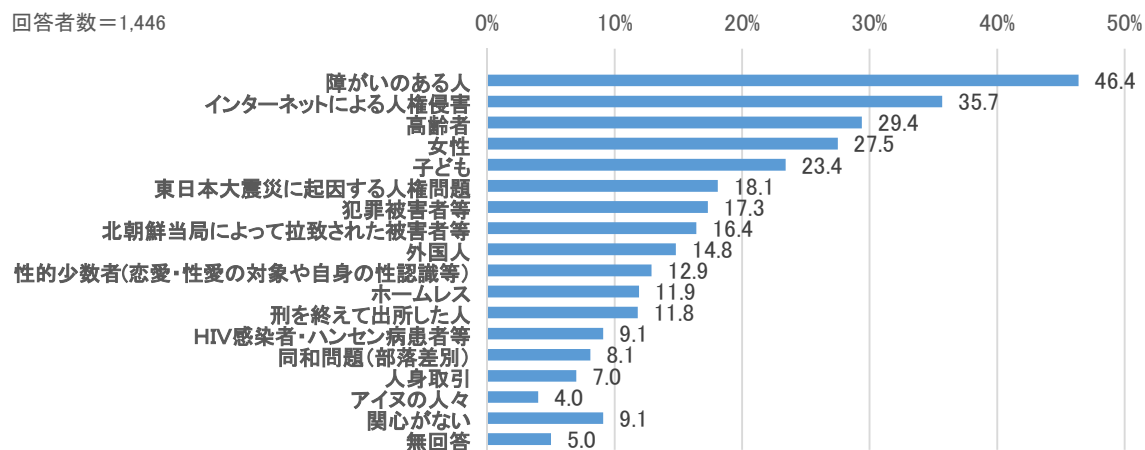
現状と課題

- 今後も、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者、障がい者が増加するとともに、家族関係の希薄化もあり、判断能力の不十分な人の権利と利益を擁護し支援する成年後見制度の需要が高まることが見込まれます。
- 認知症高齢者や地域社会で孤立した家庭の増加が見込まれることから、判断能力が不十分な状態や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、虐待に対する取組や権利を守る取組の必要性が高まっています。
- 本市が行った市民意識調査では、78%の人が自分の人権が侵害されたことがないと回答していますが、人権問題や差別について、高齢者、障がい者、子どもなどに対する問題に関心が高くなっています。

■ 自分の人権が侵害されたと感じたことはありますか。



■ どのような人権問題や差別に対して、関心がありますか。



令和5年度市民意識調査

- 必要な人が、自分らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるように、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」に向けた地域連携ネットワークを実現することが必要です。

取組方針

- 高齢者、障がい者などの虐待防止に向けて取組を行うとともに、虐待の通報や相談があった場合には、関係機関と連携し、速やかな対応に努めます。
- 高齢者や障がい者の意思決定を尊重し、基本的な人権や財産を守るために、成年後見制度の普及啓発を推進します。
- 地域において、権利擁護、成年後見制度の利用が必要な人の早期発見、早期支援に向けた地域連携ネットワークの充実を図ります。

達成された姿

全ての人々の人権が尊重され、自分らしい暮らしをすることができている。

判断能力が不十分な人を支援する体制が整い、安心して地域で暮らすことができています。

主な取組

1 権利擁護に関する早期発見相談窓口の充実

- 権利擁護、成年後見制度の総合的な相談、高齢者や障がい者の虐待などの相談支援窓口の機能充実
- 権利擁護支援センターあゆさぼ、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターの連携強化
- 多様な気づきから早期発見につなげるための成年後見制度の理解の促進、権利擁護支援センターあゆさぼの周知・啓発

第4章

2 高齢者、障がい者、子どもなどの虐待防止

- 高齢者・障害者虐待防止ネットワークの推進
- 児童相談所との連携強化
- 虐待防止へ向けた啓発活動の充実
- 要保護児童等に対する適切な対応に向けた関係機関との連携強化
- 児童虐待の防止、早期発見の取組の実施

3 成年後見制度の利用が必要な人への支援

- チーム支援強化及び保健・医療・福祉のほか司法を含めた地域連携ネットワークの強化
- 市民後見人の育成・活躍支援及び法人後見受任体制の更なる充実
- 本人を中心とした意思決定支援の推進
- 市長申立ての適切な実施及び成年後見制度利用支援事業などの推進
- 金融機関等の関係機関と連携した成年後見制度の利用が必要な人の早期発見・早期支援

主な指標

指標 \ 年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
			R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
権利擁護支援センターあゆさぽの新規相談受付件数	89 件 (延べ件数)	250 件	290 件	310 件	330 件
人権が侵害されたと感じたことがある人の割合	19.6%	20.5% (R5 年)	—	19.0%	—
市民後見人選任数	1 人	4 人	3 人	3 人	3 人

第4章

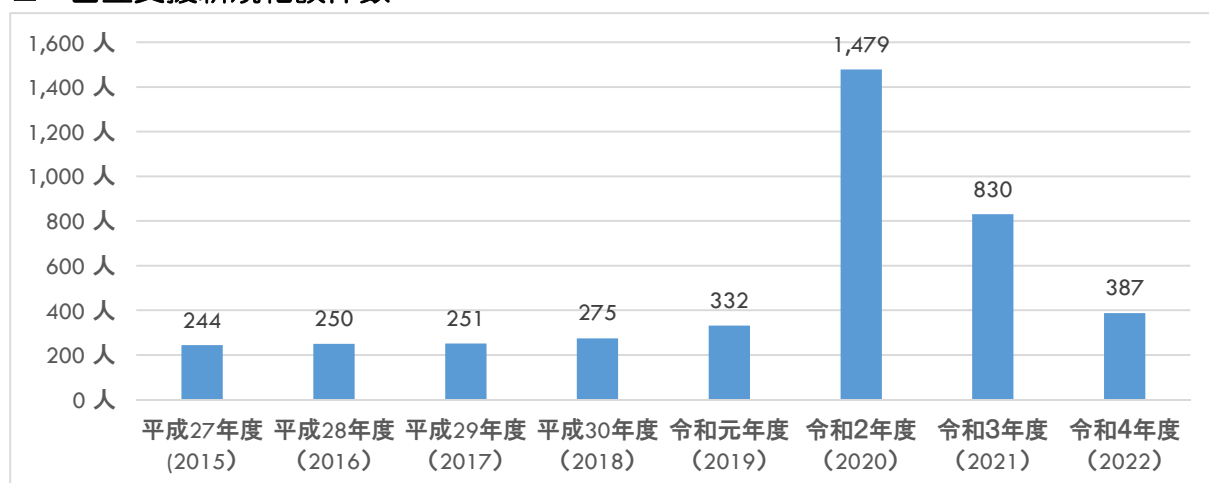
基本目標3 地域社会とのつながりを実感し、誰もが社会参加できるまち

施策の方向 7 生活に困窮する人や不安を抱えている人への包括的な相談支援の充実

現状と課題

- 経済的な課題や社会的な孤立などの様々な課題を抱えた支援を必要とする人の相談支援に当たっては、心身や世帯の状況、地域社会との関係性などにかかわらず包括的に受け止め、早期に問題解決につなげていくことが必要です。

■ 自立支援新規相談件数



※ 令和2（2020）年度、3（2021）年度については新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う特例措置により相談件数が大幅に増加しています。

取組方針

- 相談者の困りごとを包括的に受け止め、身近な窓口で相談しやすい環境づくりを進めるとともに、関係機関と連携しながら、状況に応じた適切な相談支援を実施します。
- 高齢、障がい、子ども、生活困窮などの各分野において行われている相談支援を一体的に実施し、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題のときほぐしや整理を行います。
- 制度の狭間にある問題などに対しても包括的な相談支援に取り組み、問題の解決に至るまで伴走型の支援を行います。

達成された姿

身近に相談窓口があり、本人の状況に応じた継続的な支援が行われ、地域とのつながりが実感できている。

様々な課題を抱えた支援を必要とする人への相談支援に当たって、状況に応じて包括的かつ早期に支援につながっています。

主な取組

1 包括的な相談支援の充実

- 包括的相談支援体制の充実
- 相談支援包括化推進員の適切な配置
- 生活困窮者自立相談支援窓口の機能強化
- 地域包括支援センターや障がい者相談支援センターによる総合的な相談支援の充実
- 福祉まるごと相談窓口（社会福祉協議会）の充実
- 様々な問題を複合的に抱えている相談者に対する包括的な問題解決に向けて、相談支援機関などによる重層的支援会議の開催

2 様々な課題を抱えた支援を必要とする人への支援

- 自立に向けた相談支援事業の充実
- 就労準備支援事業の充実
- 住宅確保が困難な人への居住支援の拡充
- 生活困窮者世帯の子どもを対象とした学習支援事業の実施と教育委員会との連携

主な指標

指標 \ 年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
			R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
地域包括支援センターにおける総合相談件数	42,307 件	52,172 件	56,600 件	58,600 件	60,600 件

第4章

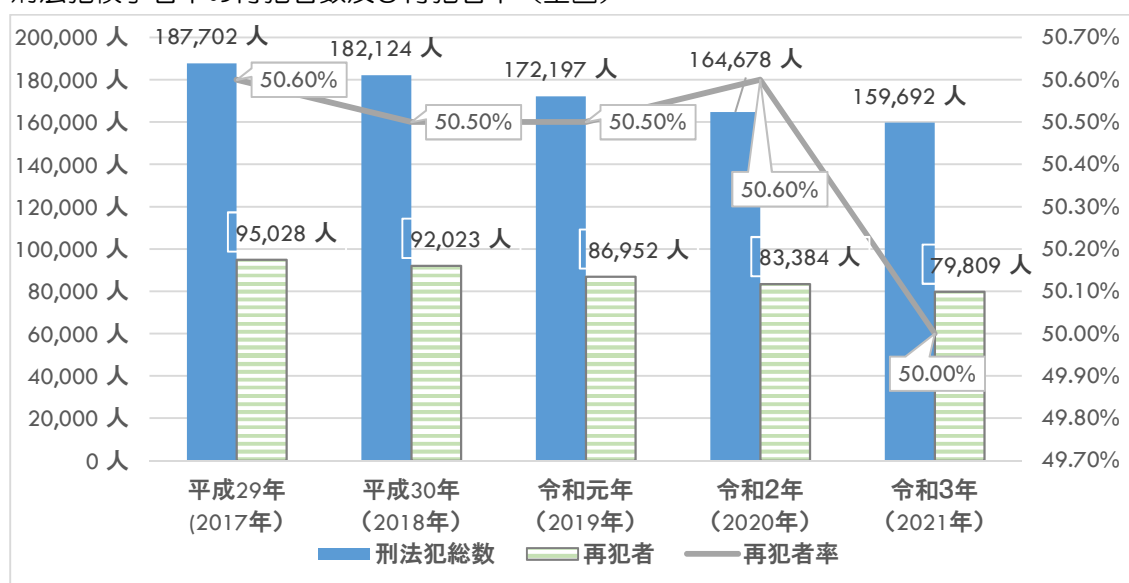
基本目標3 地域社会とのつながりを実感し、誰もが社会参加できるまち

施策の方向 8 誰もが参加できる地域づくり 【再犯防止推進計画】

現状と課題

- これまでの福祉制度は、高齢者、障がい者、子どもなどを対象として、個別の分野ごとに展開されてきましたが、近年は、経済的な問題や社会的な孤立、日常生活に関する問題などが複雑化・複合化し、生活に困窮しているケースが多く見受けられます。
こうした課題を抱えているケースに対しては、これまでの福祉サービスを活用しながら、地域のつながりや支え合いの中で、支援につなげることが求められています。
- 地域包括ケア社会の実現のためには、地域社会とのつながりが実感できる社会にするとともに、生活の基盤となる住まいを中心とした支援体制づくりと様々な障壁を取り除いた安心・安全で快適な生活環境を整備することが求められています。
- 犯罪をした人の中には、出所後、住居や就労先がないなどの様々な理由から再び犯罪に手を染める人が多くなっています。犯罪や非行をした人の社会復帰を支援し、再犯防止の取組を推進する必要があります。

■ 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（全国）

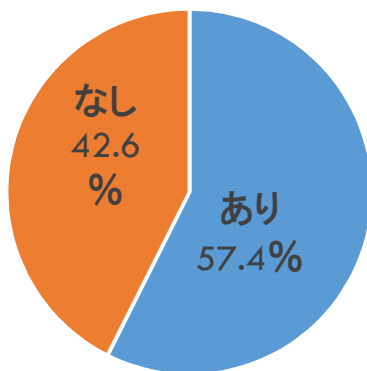


出典：「法務省矯正局提供データを基に作成」

- 令和3（2021）年の法務省「矯正統計年報」では、帰る場所がないまま出所する受刑者が全体の 42.6%となっており、出所時に適当な帰住先がなかった再入所者のうち、約6割が1年未満で再犯に及んでいます。
- 刑務所への再入所者のうち、約7割が再犯時は無職で、仕事のない人の再犯率は、仕事のある人の約3倍となっています。

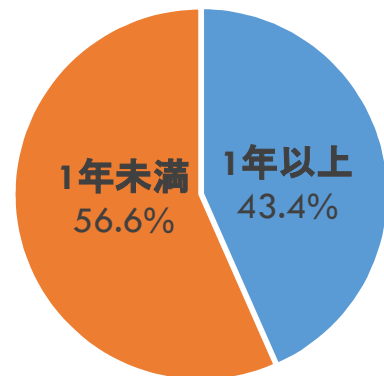
■ 住居と再犯の関係

満期釈放者の帰住先



令和3年度矯正統計年報

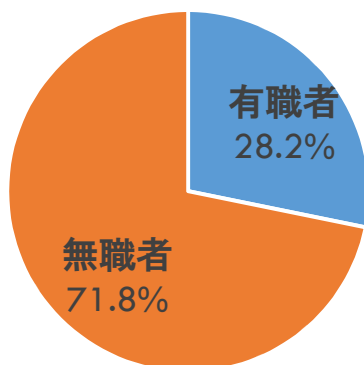
出所時に適当な帰省先がなかった再犯者



平成21年度版犯罪白書

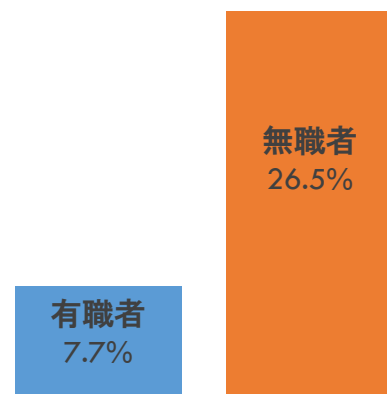
■ 仕事と再犯の関係

再入所者のうち約7割が再犯時無職



平成30年度犯罪白書

仕事のない人の再犯率は仕事のある人の約3倍



平成23年から27年までに保護統計年報の累計

第4章

取組方針

- 複合的な課題を解決するため、支援が必要な人の生活、就労、教育などの様々な側面から、関係機関と連携し、きめ細かな伴走型の支援に努めます。
- バリアフリーの推進や交通手段の整備などにより、快適な生活環境と豊かな生活空間を備えたまちづくりを進めます。
- 犯罪や非行をした人などが、地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう個々の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた息の長い支援を実現します。
- 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした人などへの支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域のネットワークを構築する。
- 保護司をはじめとした民間協力者、関係機関などと連携しながら、再犯防止対策に取組、安心・安全に暮らせるまちづくりを推進します。

達成された姿

関係機関が相互に連携・協力して支援することで、地域社会とのつながりを実感し、安心・安全・快適に暮らすことができている。

誰もが地域社会とのつながりを実感し、社会参加をしながら自分らしく生活することができています。

主な取組

1 様々な課題を抱えた支援を必要とする人への支援

(同章 施策の方向7の再掲 ((※1)は除く))

- 自立に向けた相談支援事業の充実
- 就労準備支援事業の充実
- 住宅確保が困難な人への居住支援の拡充
- 生活困窮者世帯の子どもを対象とした学習支援事業の実施と教育委員会との連携
- 障がい者に向けた身体に残存機能を利用した軽作業を行う場の創設 (※1)

2 住み慣れた地域で暮らすための安心・安全・快適な生活環境の整備

- 公園、公共交通、歩道などのバリアフリーの促進
- 移動手段の確保、利便性の向上
- 生活利便施設（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、診療所など）が不足している地域に対し、生活利便施設の立地を促進
- 買い物支援の充実

3 関係機関と連携した再犯防止対策への取組

- 様々な課題を抱えた支援を必要とする人に対する適切な福祉・保健医療サービスの利用促進
- 居住支援協議会との連携による住居確保の支援
- 就労確保に向けた関係機関との連携強化
- 協力雇用主登録の周知・啓発
- 地域住民が一丸となった社会を明るくする運動の実施
- 保護司などの民間協力者や関係機関と連携した、犯罪や非行の未然防止のための広報啓発活動の実施
- 保護司などのなり手不足の解消に向けた啓発活動
- 保護司、更生保護女性会などの活動支援
- 更生保護サポートセンターの運営支援

主な指標

指標 \ 年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
			R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
自立支援相談事業の新規相談件数	332 件	387 件	500 件	500 件	500 件
高齢者施策に関して、移動手段の確保を望む高齢者の割合	29.7%	31.8%	—	31.0%	—
厚木警察署管内の再犯者率	52.2%	47.1% (R3 年)	46.0%	45.5%	45.0%

第4章

基本目標3 地域社会とのつながりを実感し、誰もが社会参加できるまち

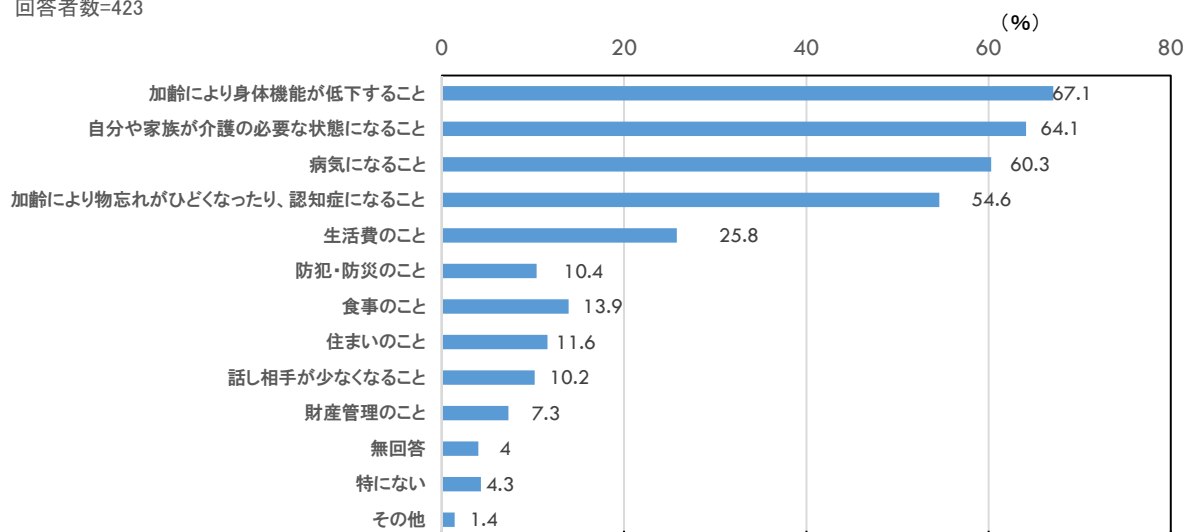
施策の方向 9 多機関の協働による支援体制の充実

現状と課題

- 超高齢社会に突入し、ヤングケアラー、8050問題など課題が複雑化・複合化し、解決することが困難なケースや制度の狭間から生じる課題が増えています。
- 支援に対するニーズも多様化し、住民の様々な不安を解決するためには、医療・介護・福祉などの分野の連携だけにとどまらず、重層的支援に向けた多機関の協働による包括的支援体制を構築することが必要です。

■ 将来について何か不安はありますか。（複数選択可）

回答者数=423



高齢者一般調査

取組方針

- 既存の福祉サービスの活用だけでなく、制度の狭間で困っている人を地域の関係者と連携を図りながら適切な支援へつなげます。
- 一人一人の状況にあった包括的な支援のために多機関協働による支援を進めます。
- 支援を必要とする人が地域で安心して暮らせるよう地域全体で支えるネットワークを構築します。

達成された姿

医療・介護・福祉などの関係機関や地域につながる支援ネットワークがあり、複雑化・複合化する課題やニーズに対して、必ず支援につながる社会ができている。

様々な課題を抱え、支援が必要な人を受け止める包括的な支援体制が整い、その人のニーズに応じた適切な支援を継続して受けることができます。

主な取組

1 多機関協働による包括的支援体制の構築

- 重層的支援体制整備事業の実施に向けた支援の実施
- 相談支援包括化推進員を中心としたスムーズな多機関協働による支援体制の構築
- 地域包括支援センター、障がい者相談支援センターなどの機能連携
- 地域福祉コーディネーター及び生活支援コーディネーターを中心とした生活支援体制の充実
- ヤングケアラー・コーディネーターの活用
- 顔の見える関係づくりを進める研修会などの開催
- ヤングケアラー、8050 問題などの相談支援体制の確保

2 多職種（医療・介護・福祉）の連携強化を始め、様々な業種の協働の推進

- 在宅医療・介護・福祉・生活支援に携わる人材の育成・確保
- 在宅医療、介護関係者の連携の強化
- 本人や家族の希望（在宅や介護施設）に応じた看（み）取りの推進
- 認知症、介護予防に向けた指導者、団体の育成
- 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用のための関係機関の勉強会開催等による連携強化

第4章

主な指標

指標 \ 年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
			R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
重層的支援会議開催案件数	—	4 件	10 件	15 件	20 件
介護職の人材確保支援を受けて 市内事業所（介護施設・障がい 者施設）に就労した人数	32 人	52 人	60 人	65 人	72 人

第5章 指標

施策の進捗を測る指標

施策の進捗を測る指標

本計画で位置付けた9の施策の進捗を測る指標は次のとおりです。

なお、㊦印のある指標名は、第4章 施策の展開に掲載した主な指標の再掲です。

進捗管理項目	R4 (2022)年度	計画目標値		
		R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度
施策の方向1 見守り活動の充実				
取組1 地域住民による見守り活動の更なる推進				
地域での支え合いが展開されていると思う人の割合 ㊦	30.8%	—	40.0%	—
避難行動要支援者名簿の同意者の割合	59.7%	60.0%	61.0%	62.0%
見守り活動の周知啓発回数	—	15回	30回	45回
取組2 新たな見守り活動の取組				
ICT（情報通信技術）を利用した新たな見守りサービスの導入	検討	検討	検討	実施
取組3 民間事業者との地域見守り協定の充実				
地域見守り協定締結事業者数 ㊦(累計)	75団体	78団体	80団体	85団体
施策の方向2 地域における居場所づくり				
取組1 地域住民が主体となった居場所づくりの支援				
地域住民が主体となった居場所の箇所数（団体数）	205団体	350団体	355団体	360団体
取組2 地域住民が集える通いの場の開催				
地域の人とつながりを持てる場や交流をする機会があると思う人の割合 ㊦	36.8%	—	45.0%	—
各地区の地域福祉推進委員会が実施する各種事業の開催数	1,477回	1,700回	1,800回	1,900回
取組3 誰もが活躍できる場や機会の創出				
老人保養施設等利用助成券の利用件数	17,244件	23,910件	26,300件	28,930件
老人憩の家の利用者数	88,613人	102,000人	104,000人	106,000人

進捗管理項目	R4 (2022)年度	計画目標値		
		R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度
施策の方向3 地域で支え合う人づくり				
取組1 ゆるやかな見守り活動や居場所づくりに携わる人の支援				
地域での支え合い活動について、見守りを実施したいと思う人の割合 ㊥	35.4%	—	40.0%	—
子育てアドバイザー登録者数	323人	330人	335人	340人
取組2 地域で支え合う仕組みづくりの支援				
地域ボランティア養成講座の開催地区	2地区	3地区	4地区	5地区
ボランティアセンターにおける登録団体数 ㊥	71団体	72団体	73団体	75団体
シルバー人材センター会員数	998人	1,040人	1,045人	1,050人
施策の方向4 地域を支えるネットワークづくり				
取組1 様々な主体によるネットワークづくり				
地域の担い手サポーター制度の導入 ㊥	—	検討	検討	実施
取組2 地域の特性に合ったネットワークづくり				
避難行動要支援者個別計画書作成者数 ㊥	1,718人	1,800人	1,830人	1,860人

第5章

進捗管理項目	R4 (2022)年度	計画目標値		
		R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度
施策の方向 5 福祉に対する理解の促進				
取組 1 理解を広めるための普及活動の実施				
地域の障がい者に対する理解があると思う人の割合	64.6%	—	73.8%	—
認知症普及交流イベント（オレンジフェスタ）の参加人数	203 人	400 人	450 人	500 人
ヘルプカードの配布枚数	554 枚	630 枚	660 枚	700 枚
心のバリアフリー啓発回数 ㊥	1 回	5 回	7 回	10 回
障がい者理解に関する職員研修への参加者数	158 人 (動画配信含)	100 人	100 人	100 人
取組 2 理解を深めるための啓発活動の実施				
認知症サポーター受講者数（累計） ㊥	18,025 人	19,300 人	20,100 人	20,900 人
地域版チームオレンジの結成数	2 チーム	6 チーム	7 チーム	8 チーム
ヤングケアラー、8050 問題研修会開催数 ㊥	1 回	2 回	2 回	2 回
施策の方向 6 権利擁護の推進				
取組 1 権利擁護に関する早期発見相談窓口の充実				
権利擁護支援センターあゆさぽの新規相談受付件数 ㊥	250 件	290 件	310 件	330 件
取組 2 高齢者、障がい者、子どもなどの虐待防止				
人権が侵害されたと感じたことがある人の割合 ㊥	20.5% (R5年)	—	19.0%	—
子どもの虐待防止のための周知啓発事業	—	15 回	15 回	15 回
取組 3 成年後見制度の利用が必要な人への支援				
市民後見人選任数 ㊥	4 人	3 人	3 人	3 人
法人後見を受任できる社会福祉法人数（累計）	2 法人	2 法人	2 法人	3 法人

進捗管理項目	R4 (2022)年度	計画目標値		
		R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度
施策の方向7 生活に困窮する人や不安を抱える人への包括的な相談支援の充実				
取組1 包括的な相談支援の充実				
地域包括支援センターにおける総合相談件数 ㊦	52,172 件	56,600 件	58,600 件	60,600 件
まるごと相談受付件数	173 件	180 件	190 件	200 件
施策の方向8 誰もが参加できる地域づくり【再犯防止推進計画】				
取組1 様々な課題を抱えた支援を必要とする人への支援				
自立支援相談支援事業の新規相談件数 ㊦	387 件	500 件	500 件	500 件
就労準備支援事業の利用者数	12 件	14 件	14 件	14 件
生活困窮者世帯の子どもを対象とした学習支援の参加者数	10 人	12 人	12 人	12 人
取組2 住み慣れた地域で暮らすための安心・安全・快適な生活環境の整備				
高齢者施策に関して、移動手段の確保を望む高齢者の割合 ㊦	31.8%	—	31.0%	—
取組3 関係機関と連携した再犯防止対策への取組				
厚木警察署管内の再犯者率 ㊦	47.1% (R3 年)	46.0%	45.5%	45.0%
社会を明るくする運動の参加者数	120 人	650 人	670 人	690 人
施策の方向9 多機関の協働による支援体制の充実				
取組1 多機関協働による包括的支援体制の構築				
重層的支援会議開催案件数 ㊦	4 件	10 件	15 件	20 件
地域福祉コーディネーターの活動件数	1,315 件	2,500 件	2,700 件	2,900 件
地域ケア会議の開催数	28 回	60 回	70 回	80 回
多職種研修の参加人数	253 人	270 人	300 人	330 人
取組2 多職種(医療・介護・福祉)の連携強化をはじめ、様々な業種の協働の推進				
介護職の人材確保支援を受けて市内事業所(介護施設・障がい者施設)に就労した人数 ㊦	52 人	60 人	65 人	72 人

資料編

用語集

用語集

〈あ行〉

ICT（情報通信技術）

Information and Communication Technology の略で、インターネットやパソコン・スマートフォンなどの技術を使った技術です。

厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

老人福祉法に規定する市町村老人福祉計画で、厚木市総合計画の施策展開を見据え、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、市における高齢者福祉の基本的な計画です。

また、護保険法に規定する市町村介護保険事業計画を包含した計画としています。

厚木市障がい者福祉計画

障がい者福祉計画は、障害者基本法に規定する市町村障害者計画で、本市の総合計画の施策展開の方向を見据え、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、本市における障がい者福祉の基本的な計画として位置付けられるものです。

また、障害者総合支援法に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法に規定する市町村障害児福祉計画を包含した計画としています。

厚木市総合計画

厚木市総合計画は、市の全ての計画の基本であり、まちづくりの最上位に位置づけられる計画です。

厚木市自治基本条例の規定に基づき、市の将来都市像とその実現に向けた、まちづくりの方向性や施策の体系を示すとともに、市民・事業所・行政の役割を明らかにし、それぞれの主体がともに理想とするまちをつくることを目的としています。

意思決定支援

障がいや認知症などにより、物事をうまく決められない方とともに歩み、考え、本人の意思を尊重し決定していくことです。

NPO（非営利組織）

Non Profit Organization の略で、非営利で自発的に市民活動を行う民間の組織のことをいいます。このうち、法律に基づいて法人格を取得したものが特定非営利活動法人（NPO法人）です。

〈か行〉

核家族化

夫婦のみの世帯、一人親世帯や夫婦とその未婚の子どもからなる家族を指し、これらの家族状態が社会で進んでいる状態をいいます。

協力雇用主

犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、または雇用しようとする事業主です。

居住支援協議会

高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居し、安心して暮らしていくことができるよう、市の住宅部局と福祉部局、不動産関係団体や居住支援団体などが一体となって課題の解決に取り組む協議会です。

クールシェアスポット

エアコンの使い方を見直し、涼を分かち合うのがクールシェアです。「クールシェア」に賛同する企業・団体、個人が地域で気軽に集まって涼むことのできる場所です。

権利擁護

知的障がい、精神障がい、認知機能の低下などのために、自分で判断する能力が不十分だったり、意志や権利を主張することが難しい人たちのために、代理人が権利の主張や自己決定をサポートしたり、代弁して権利を擁護したり表明したりする活動のことです。

合計特殊出生率

15 から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で、一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

高齢化率

65 歳以上の高齢者が総人口に占める割合をいいます。

心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めよう

とコミュニケーションをとり、支え合うことです。

子ども食堂

子どもたちに対して無料または低額で栄養のある食事を提供する取組みのことで、経済的な理由や、家族揃ってご飯を食べることが難しい子どもたちに対して、温かい食事を提供する場としてだけでなく、地域住民のコミュニケーションの場です。

〈さ行〉

市民後見人

弁護士等の専門職後見人に対し、自治体等が行う養成研修により後見活動に必要な法律や知識を身に付けて、家庭裁判所から選任された市民を市民後見人といいます。

障がい等で物事を判断することが難しい人に親族がいない場合、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行います。

重層的支援会議

支援関係機関との情報共有について本人同意を得たケース について、支援プランの内容等を支援関係機関で協議するなど、支援を円滑に行うための会議です。

重層的支援体制整備事業

既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、

「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

障がい者相談支援センター

地域の障がい者等が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を維持していくために、障がい者等の相談を受け、心身の状況や必要な支援等を把握し、地域における適切な機関や制度の利用につなげる支援等を行う地域包括ケア社会の実現に向けた地域の中核的施設です。

生活困窮者の自立促進に向けた相談支援事業（生活困窮者自立支援事業）

生活保護に至る前の段階の生活困窮者の自立支援策の強化を図ることを目的とした生活困窮者自立支援法が平成 25 年 12 月に成立し、この法に基づき平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援事業が始まりました。生活に困窮している方や、将来的に生活に困窮するおそれがあり、自立した生活を送ることが難しい方を対象に支援を行っています。

生活支援コーディネーター

地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のことです。主に、社会資源の把握、地域に不足するサービスの創出や担い手の養成等の資源開発や地域の支援ニーズと取組のマッチングなどを行っています。

成年後見制度

判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等を保護するための民法上の制度で、法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約等を代行して行うものです。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備え、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活や療養看護、財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくものです。

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者及び精神障がい者等で、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業です。

成年後見制度利用促進協議会

成年後見制度の利用の促進に関する法律の規定に基づき、成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援における司法、医療、福祉等の地域連携体制を構築し、情報交換や調整等する協議会です。

相談支援包括化推進員

相談者等が抱える課題の把握、各相談支援機関等で実施すべき支援の基本的な方向性等に関するプランの作成、相談支援機関等との連絡調整、相談支

援機関等による支援内容等に関する指導・助言等を行う推進員です。

〈た行〉

第二層協議体（協議体）

支え合いの地域づくりを検討する場です。協議体は、第一層協議体と第二層協議体があります。

第一層協議体は全市的な課題を検討する場、第二層協議体は地域の課題を検討する場です。

第二層協議体だけでは解決できない問題を、第一層協議体にあげて議論します。

団塊の世代

戦後の出生数が各年 250 万人を超えた第一次ベビーブーム(昭和22(1947)から昭和24(1949)年)の期間に生まれた世代を指し、人口構造上、大規模な集団となります。

地域福祉コーディネーター

地域において福祉サービスを必要とされる人のニーズを把握し、サービスや住民による支え合いの活動等につなぎ、地域での生活を支えるネットワークづくりを進めることができる者のことです。

地域包括ケア社会

地域における生活の基盤となる住まい・生活支援に加え、専門職による医療・介護・介護予防を提供する「地域包括ケアシステム」を基盤とし、高齢者、障がい者、子どもなど、地域に暮らす全ての市民を対象に、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを

人生の最期まで続けることができる社会です。

地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア社会の実現に向けた中核的な機関です。

地域見守り協定

神奈川県や市と民間事業者の間で協力協定を締結し、協定締結事業者が業務を遂行する中で、玄関等に新聞や郵便物がたまっているなど、日常生活において異常が感じられ、住民の生命の危険が予見される世帯について、市や警察に通報し、孤立死・孤独死等のおそれがある場合に適切な支援につなげる体制を構築する取組です。

チームオレンジ

認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、地域において把握した認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターステップアップ講座を受講した人を中心とした支援者をつなぐ仕組みです。

中核機関（成年後見制度）

「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、権利擁護に関する相談、成年後見制度利用促進や協議会の適切な運営等を実施し、地域の全体の権利擁護のコーディネートを行う機関

です。市では権利擁護支援センターあゆさぽと厚木市で担っています。

超高齢社会

総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合が、21%を超える社会をいいます。

なお、7%を超えると「高齢化社会」といい、14%を超えると「高齢社会」といいます。

〈な行〉

日常生活圏域

高齢者等が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域包括支援センターを設置している 10 地区を基本に区分したものです。

認知症

正常に発達した知的能力が、脳の病気や障がいにより生じるもの忘れや思考力、判断力の低下等の状態の総称です。

〈は行〉

8050（はちまるごーまる）問題

高齢化した親（80 歳代）が引きこもりの中高年の子ども（50 歳代）を支える家庭で生活困窮と介護が一緒に生じる問題です。

バリアフリー

もとは建築用語で、高齢者などの行動を妨げている建築的な障壁を取り除くことをいいます。

伴走型の支援

支援者と相談者が継続的につながり関わりながら、相談者の状態の変化に寄り添い、課題を解きほぐす支援をいいます。

避難行動要支援者

障がい者、高齢者や児童等の要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいいます。

ボランティアセンター

ボランティア活動に関する相談、講座や研修会の開催等を実施し、ボランティア活動の振興を図る施設です。

〈ま行〉

ミニデイサービス

ひとり暮らしや家に閉じこもりがちな高齢者などを対象とし、地区地域福祉推進委員会を始めとした地域住民の方々により、地区市民センター等で、介護予防、自立支援の視点から創作活動や趣味活動、配食サービスなどを提供する取組です。

向こう三軒両隣

自分の家の向かい側の 3 軒と左右の 2 軒の家。日本では古くから親しく交際する近くの家の意味で使用されている言葉です。

〈や行〉

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもの問題です。

要介護・要支援認定

介護保険の給付を受けるために、被保険者が「要介護状態」や「要支援状態」に該当するかどうか、該当する場合どの程度かを保険者である市が認定するものです。

「要介護状態」とは、身体又は精神の障がいのために、日常生活での基本的な動作について常時介護を必要とする状態をいい、「要支援状態」とは、要介護状態の軽減・悪化防止のために支援が必要又は日常生活を営むのに支障がある状態をいいます。

